

婦人労働調査資料 第28号

女子保護の概況

昭和31年分

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、昭和27年以来、女子労働者保護の状況を調査しているが、この調査は、昭和31年中の事業場における女子労働者保護の状況並びに事業場における授乳施設及び託児施設について調査したものである。

逐年、女子の労働市場への進出に伴い、その母性保護についての関心がいちじるしく高まっているが、この調査が、事業場における女子労働者保護のため、何らかの参考となれば幸である。

最後に、この調査の実施に際して、協力を頂いた事業所各位に対し、深く感謝する次第である。

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

	頁
調査結果の要約	1
第一 序	2
一 調査の目的	2
二 調査対象及び方法	2
三 調査時期	2
四 調査項目	2
第二 調査結果	4
一 調査対象事業場及び労働者数	4
(1) 調査対象事業場	4
(2) 女子労働者及び有夫者数	4
(3) 女子労働者及び有夫者数の推移	5
二 女子保護実施状況	6
(1) 産前休暇	6
(2) 産後休暇	6
(3) 生・死産別件数	7
(4) 妊娠又は分娩を理由とする退職者	7
(5) 産前における軽易業務転換	8
(a) 転換者数	8
(a) 軽易業務転換の内容	9
(6) 育児時間	11
(7) 生理休暇	12
三 授乳施設及び託児施設	12
(1) 授乳施設	12
(2) 託児施設	13
(3) 授乳施設の事例	13
(4) 託児施設の事例	14

本文中統計表

第1表	産業別、女子労働者の占める割合	4
第2表	規模別、女子労働者の占める割合	4
第3表	産業別、女子労働者の中に占める有夫者の割合	5
第4表	休暇日数別、産前休暇者数	6
第5表	休暇日数別、産後休暇者数	7
第6表	規模別、妊娠又は分娩を理由とする退職者数	8
第7表	妊婦のうち軽易業務に転換した者の割合	9
第8表	規模別、育児時間を請求した者の割合	11
第9表	規模別、女子労働者のうち生理休暇を請求した実人員	12
第10表	女子労働者1人当りに見た場合の年間平均休暇日数	12

本文中統計図

第1図	産業別、調査事業場数	4
第2図	規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合	5
第3図	規模別、有夫者数の増加の割合	6
第4図	年次別、1人平均産前休暇日数	6
第5図	年次別、1人平均産後休暇日数	7
第6図	出産の中に占める死産の割合	7
第7図	初産別、妊娠又は分娩を理由とする退職者数	8
第8図	産業別、妊娠又は分娩を理由とする退職者数	8
第9図	退職時期別に見た妊娠又は分娩を理由とする退職者数	8
第10図	産業別、軽易業務に転換した者の割合	9
第11図	産業別、産婦のうち育児時間を請求した者の割合	11
第12図	産業別、女子労働者のうち生理休暇を請求した実人員	12

附 録 統 計 表 目 次

第1表	女子労働者数及び有夫者数	16
-----	--------------	----

第2表	労働者数の推移	18
第3表	産前休暇者数及び休暇日数	20
第4表	産後休暇者数及び休暇日数	22
第5表	妊娠又は分娩を理由とする退職者数	24
第6表	産前における軽易業務転換者数	26
第7表	育児時間請求者数	27
第8表	生 理 休 暇	28
附 録 調 査 票		30

調 査 結 果 の 要 約

調査結果を報告する前に、前年までの調査と比較して、今回の調査に見られる特質を要約しておくこととする。

女子労働者及び有夫者数

調査事業場の労働者の中に占める女子労働者の割合は、26.3%を占め、29年及び30年より約1.0%の増加である。産業別では、サービス業、卸売及び小売業、金融及び保険業等の第三次産業においては、女子労働者が35%以上となっており、規模別では中小事業場に女子の占める割合が多く、大規模事業場その割合が少くなっていることは、従来の調査と全く同様であつた。

女子労働者の中に占める有夫者の割合は、この数年、増加する傾向にあるが、31年においては、16.2%であつて、30年より1.2%の増加である。産業別に、女子労働者の中に占める有夫者の割合を見ると、飲業及び建設業等、女子労働者の少い産業において、有夫者の割合が高く、それぞれ女子労働者の3割以上が有夫者である。また、規模別にこれを見ると、中小事業場に有夫者の割合が多く、500人以上の事業場では、12.3%であるのに対し、30人～99人の事業場では、女子労働者の20.5%が有夫者となつている。

出 産 休 暇

産前産後の平均休暇日数は、産前では33.0日、産後は44.6日で従来の調査結果と殆んど同じで、産後の平均休暇日数が産前より10日以上多くなっている。産前産後の平均休暇日数を初経産別に見ると、産前休暇日数は初産が34.0日、経産が29.8日で、また、産後休暇日数は、初産が44.7日、経産が44.4日であるから、産前産後休暇については、何れも経産者より初産者の方がより長い休暇をとっている。

妊産婦の退職者

女子労働者の中に占める有夫者の増加とともに、妊産婦の退職者が減少したことは、本年の調査に見られた著しい特徴である。29年及び30年の調査では、妊産婦の約40%が妊娠又は分娩を契機として退職していたのに対し、今度の調査では34.0%と減少した。初経産別に見ても、初産者の39.1%、経産者の15.6%と何れも前2回の調査よりも著しく下回っている。このように、女子労働者の中における有夫者の割合の増加と妊産婦中における妊娠又は分娩を理由とする退職者の割合の減少は、女子が結婚まで、又は子供が生まれるまで働くという考えから、子供を養育し乍らなお、職場で働くという方向へかわつてきていることをあらわしている。

生 理 休 暇

生理休暇については、従来の調査と特に著しい差異は見られない。即ち、昭和31年中に生理休暇を請求したものは23.5%で、29年及び30年の場合と殆んど同じ割合である。産業別では、運輸通信及びその他の公益事業が46.7%で最も多く、以下製造業22.8%、卸売及び小売業の19.4%の順となつている。規模別では500人以上の事業場の女子労働者の約1/3が生理休暇を少なくとも年1回はとっているのに対し、30人～99人の事業場では、13.1%となっており、規模別の開きが著しくなっている。1回の生理時の平均休暇日数は、1.5日で29年及び30年の調査と全く同様であつた。また、31年中における女子労働者1人当りの生理休暇日数は、1.7日である。

女子保護の概況

—昭和31年分—

第一 序

一 調査の目的

労働基準法は、産前産後の休暇、育児時間、生理休暇等女子労働者の母性保護のため特殊な基準を設けてその保護を図っている。このように女子労働者を母性保護の面から、その労働生活において、男子と異なる基準を定めて保護するということは、広く国際的にも諸外国の立法に見られるところで、ILO は、1919年第1回国際労働総会において「産前産後における婦人使用に関する条約」を採択し、更に1952年には、これをより進展させた「母性保護条約」を採択している。この調査は、以上の如き内外における母性保護立法の趣旨にかんがみ、労働基準法の規定を中心として、職場における女子労働者保護の状況を明かにし、女子の労働保護の参考に資することを目的として実施しているものである。

二 調査対象及び方法

調査対象事業場は、常時30人以上を使用する全国の労働基準法適用事業場とし、規模別により次の割合で任意に出抽した5,296の事業場に対し、別添の調査票を送付し、必要事項を記入のうえ提出方を依頼した。

30人～99人.....1/12

100人～499人.....1/6

500人以上.....1/2

回収された調査票のうち、記入不備の事業場の調査票を除いて3,016の事業場が集計の対象となった。なお調査結果の数値は、30人以上を使用する全事業場に対応するものとして推計したものである。

三 調査期間

昭和31年1月1日より12月末日までの1カ年。

四 調査項目

主な調査項目は次のとおりである。

- 1 労働者数
- 2 産前産後休暇

- 3 生死産別件数
- 4 妊娠又は分娩を理由とする退職者
- 5 産前における軽易業務への転換
- 6 育児時間
- 7 生理休暇
- 8 授乳施設及び託児施設

第二 調査結果

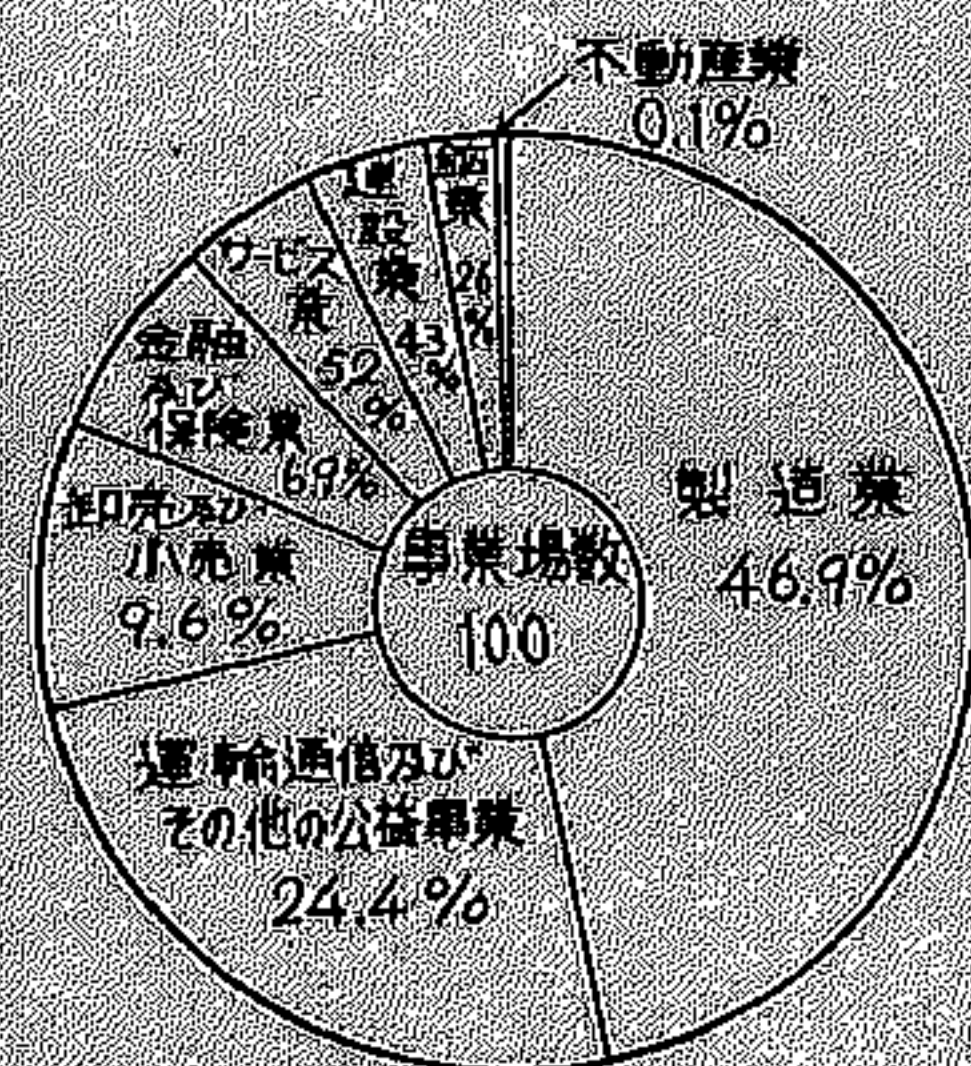
一 調査対象事業場及び労働者数

(1) 調査対象事業場

調査の対象となつた事業場を、産業別に見ると、第1図のとおりで製造業が最も多く46.9%を占め、運輸通信及びその他の公益事業24.4%、卸売及び小売業9.6%の順に多くなつてゐる。

規模別では、30～99人（常時30人～99人の労働者を使用する事業場をいう。以下同じ）が65.4%、100人～499人が29.6%、500人以上は、5.0%であつた。

第1図 産業別、調査事業場数(%)



(2) 女子労働者及び有夫者数

労働者総数の中に占める女子労働者の割合は、26.3%で、29年の25.3%、30年の25.4%に対し僅かではあるが増加している。

産業別では、サービス業が47.1%で最も多く、卸売及び小売業が36.8%、金融及び保険業が35.1%でこれに次いで多い。女子労働者の少ない産業としては、建設業9.4%及び鉱業7.9%がそれぞれ1割に満たない（第1表）。

規模別では、大規模事業ほど、女子労働者の占める割合が少く、500人以上では23.8%であるのに対し、30人～99人では、28.9%となつてゐる。女子労働者の占める割合を前2回の調査と比較して見ると、第2表のとおりで、本年の調査では、女子労働者の占める割合の規模別の差が少なくなつてゐる。

女子労働者の中に占める有夫者の割合は、28年の12.6%、29年14.2%、30年15.0%と逐年増加の

第1表 産業別女子労働者の占める割合(%)

産業別	年 別	昭和28年	昭和29年	昭和30年
総 数	%	26.3	25.3	25.4
サービス業	%	47.1	51.7	51.5
卸売及び小売業	%	36.8	37.8	38.6
金融及び保険業	%	35.1	36.9	36.9
製造業	%	33.1	31.5	30.8
不動産業	%	33.0	29.2	31.9
運輸通信及びその他の公益事業	%	12.7	13.2	11.7
建設業	%	9.4	9.8	12.2
鉱 業	%	7.9	8.1	7.6

(労働者総数=100)

第2表 規模別女子労働者の占める割合(%)

規 模	年 別	昭和28年	昭和29年	昭和30年
総 数	%	26.3	25.4	25.3
30人～99人	%	28.9	29.9	29.0
100人～499人	%	27.2	28.0	28.0
500人以上	%	23.8	21.1	21.1

(労働者総数=100)

傾向を示し、31年では16.2%となつてゐる。

産業別では、前2回の調査と同様に、鉱業が最も多く、女子労働者の33.0%が有夫者である。これに次いで、建設業の31.7%、運輸通信及びその他の公益事業22.9%の順となつており、有夫者の少ない産業としては、卸売及び小売業の9.6%、製造業の13.7%等がある（第3表）。さらに製造業を中分類に分けてみると、煙草製造業が42.1%で最も多く、次いで食料品製造業30.0%、ガラス及び土石製品製造業29.0%となつてゐる。有夫者の少ない産業としては紡織業7.9%と衣服及び身の廻り品製造業9.0%がそれぞれ1割に満たない（附録統計表第1表参照）。

規模別に女子労働者の中に占める有夫者の割合を見ると、30人～99人では20.5%を占めているのに対し、100人～499人では15.8%、500人以上では12.3%と、規模が大きくなるにしたがつてその割合は少なくなつてゐる（第2図）。

(3) 女子労働者及び有夫者数の推移

調査対象事業場における昭和31年1月1日における労働者数と同年12月末日における労働者数とを比較して見ると次のとおりである。先ず男子労働者は1.8%、女子労働者は4.8%の増加を示し、有夫者は、11.1%と大巾な増加を示している。また、女子労働者数について、この間の増減を規模別に見ると、30人～99人では8.6%、100人～499人では5.4%、500人以上の事業場では5.4%と何れも増加を示している。

産業別では、鉱業、金融及び保険業の女子労働者が減少した外は、卸売及び小売業の11.2%、製造業の5.2%等何れも増加を示している。

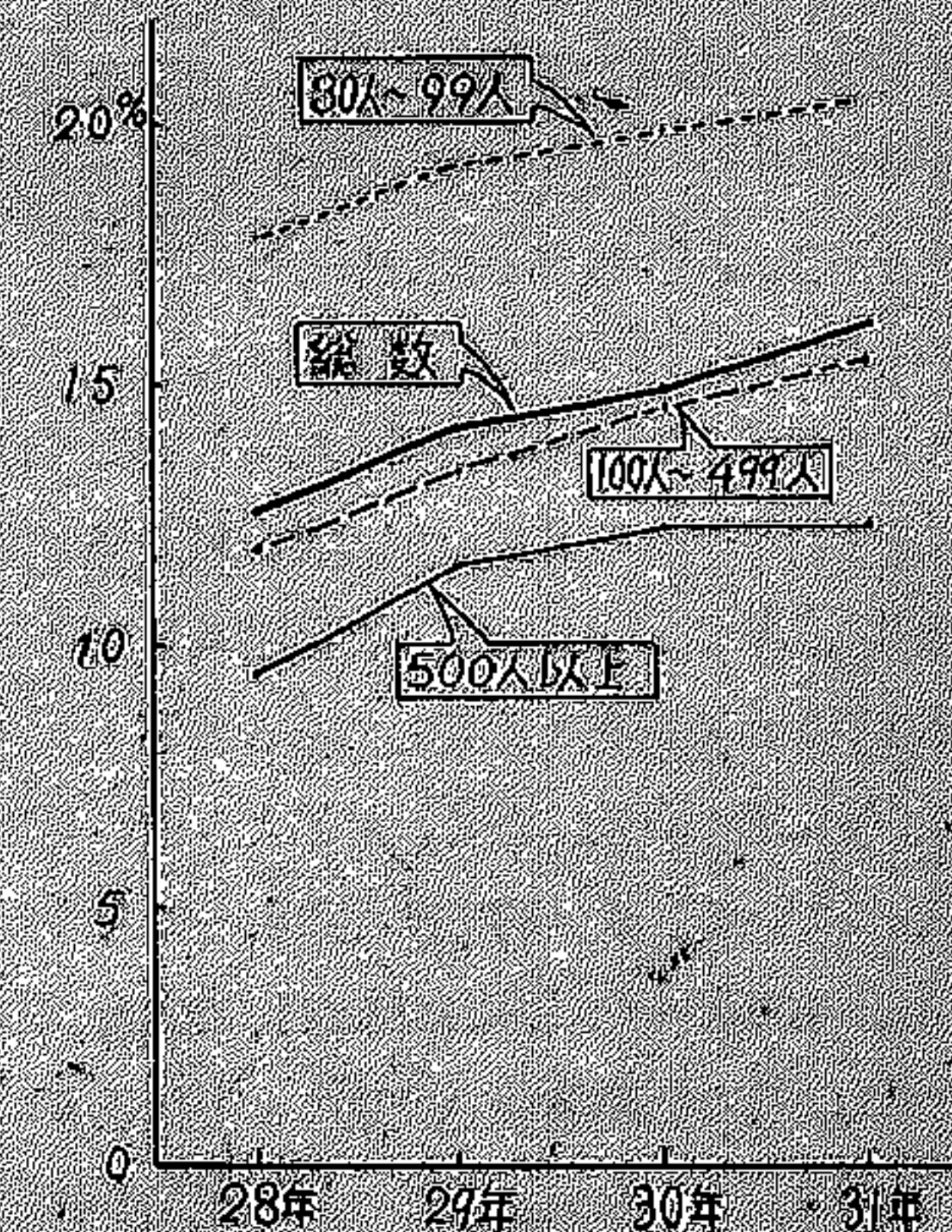
次に有夫者数のこの間の増減を産業別に見ると、建設業の31.9%、不動産業の25.7%等何れも著しい増加を示している（附録統計表第2表参照）。

有夫者数の増加の割合を前2回の調査と比較して見ると、調査事業場全体としては11.1%と29年及び30年を上回る増加である。規模別では100人～499人の事業場が24.1%と著しく増加したことが特に

第3表 産業別女子労働者の中に占める有夫者の割合(%)

産業別	年 別	昭和28年	昭和29年	昭和30年
総 数	%	16.2	15.0	14.2
鉱 業	%	33.0	31.9	29.7
建設業	%	31.7	21.5	18.4
運輸通信及びその他の公益事業	%	22.9	20.6	17.5
サービス業	%	21.1	21.1	17.8
金融及び保険業	%	18.1	15.0	11.7
製造業	%	13.7	13.5	13.4
卸売及び小売業	%	9.6	8.1	8.3

第2図 規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合(%)



注目される（第3図）。

二 女子保護実施状況

女子労働者の出産に関して母性保護、生死産別件数、妊娠又は分娩を理由とする退職者及び生理休暇について調査した。以下その概要である。

(1) 産前休暇

昭和31年1年間の産前休暇者の女子労働者の中に占める割合は、2.2%、有夫者に対しては14.1%であった。産前休暇者の有夫者の中に占める割合を産業別に見ると、運輸通信及びその他の公益事業が20.1%で最も多く、金融及び保険業17.5%、製造業13.7%の順に多く、産前休暇者の少ない産業としては、建設業4.7%、卸売及び小売業7.3%等がある。産前休暇者を休暇日数6週間以内の者と6週間を超える者に分けて見ると、第4表のとおりで、前者が73.5%、後者が22.1%でこの割合は前2回の調査とはほぼ等しい割合であった。

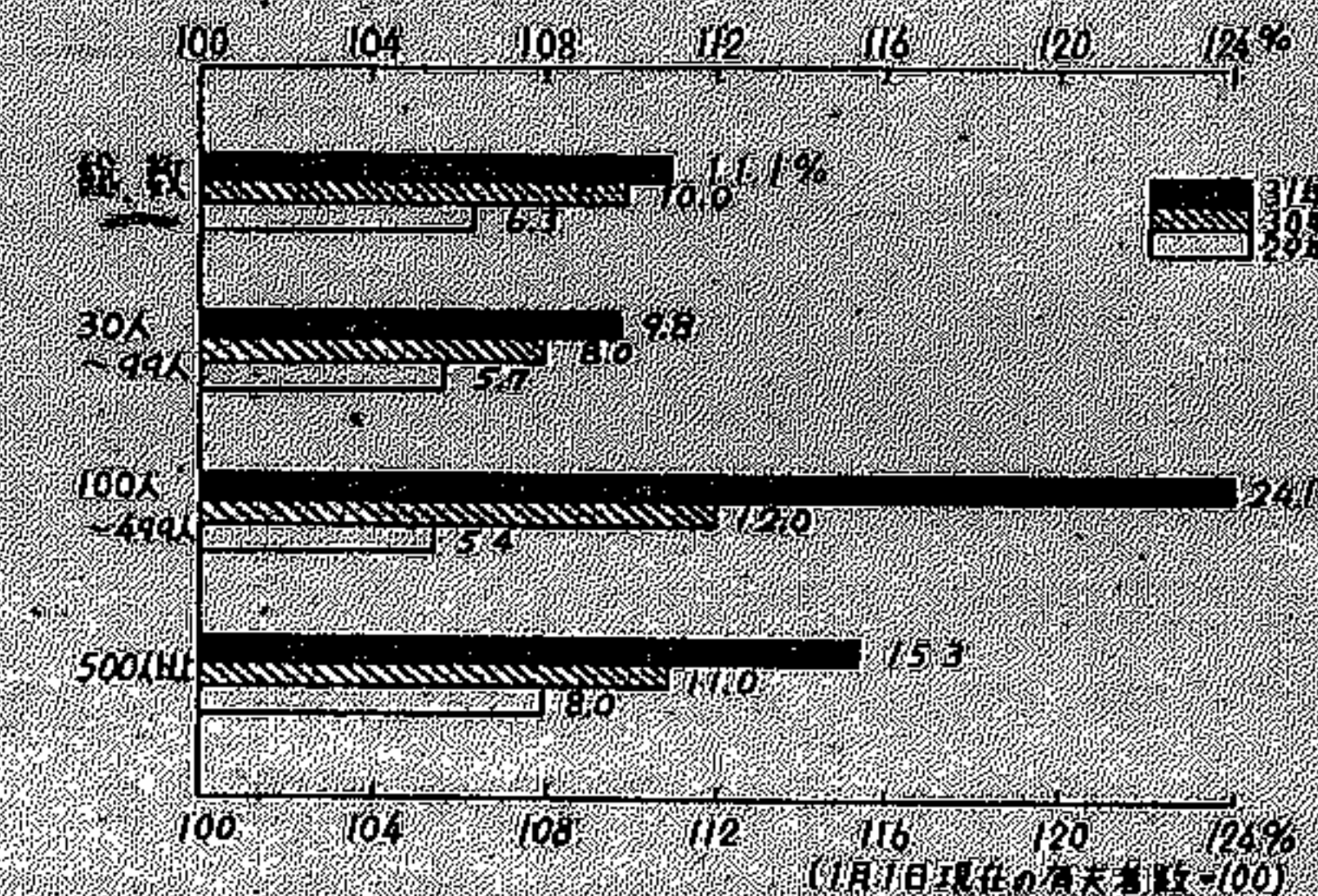
1人平均休暇日数は33.0日で、初産産別では、初産者の平均休暇日数が34.0日、経産者の平均休暇日数は29.8日であった。平均休暇日数を28年からの調査と比較してみると第4図の如く特に著しい差はなく、前年より僅かに少くなっている。規模別では、30人～99人が32.4日、100人～499人では33.3日、500人以上では32.9日で、事業場の規模による休暇日数の差異は見られない。後述の如く産後の平均休暇日数が6週間以上であるのに対し産前の平均休暇日数が5週間以内であることは注目される。

(2) 産後休暇

産後休暇者の休暇日数が5週間～6週間の者と6週間を超える者において見ると前者が62.5%、後者が29.0%、休暇日数不明の者が8.5%であった。29年及び30年の調査では

第3図 規模別、有夫者数の増加の割合%

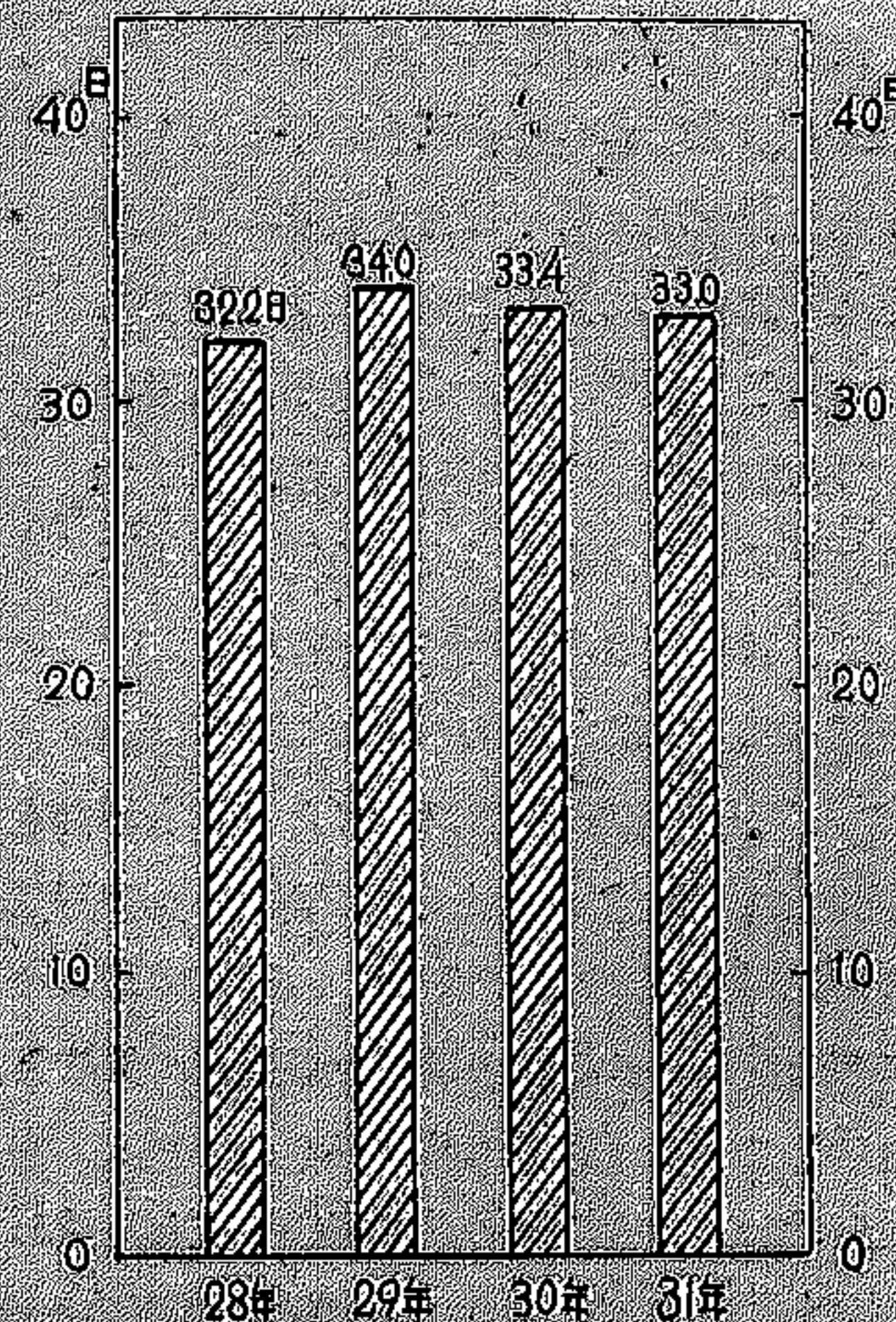
(1.1～12.81)



第4表 休暇日数別、産前休暇者数(%)

休暇日数別	年別	昭和31年	昭和30年	昭和29年
総計	%	100.0	100.0	100.0
休暇日数6週間以内の者	%	73.5	74.6	75.0
休暇日数6週間を超える者	%	22.1	22.0	22.7
休暇日数不明の者	%	4.4	3.4	2.3

第4図 年次別、1人平均産前休暇日数

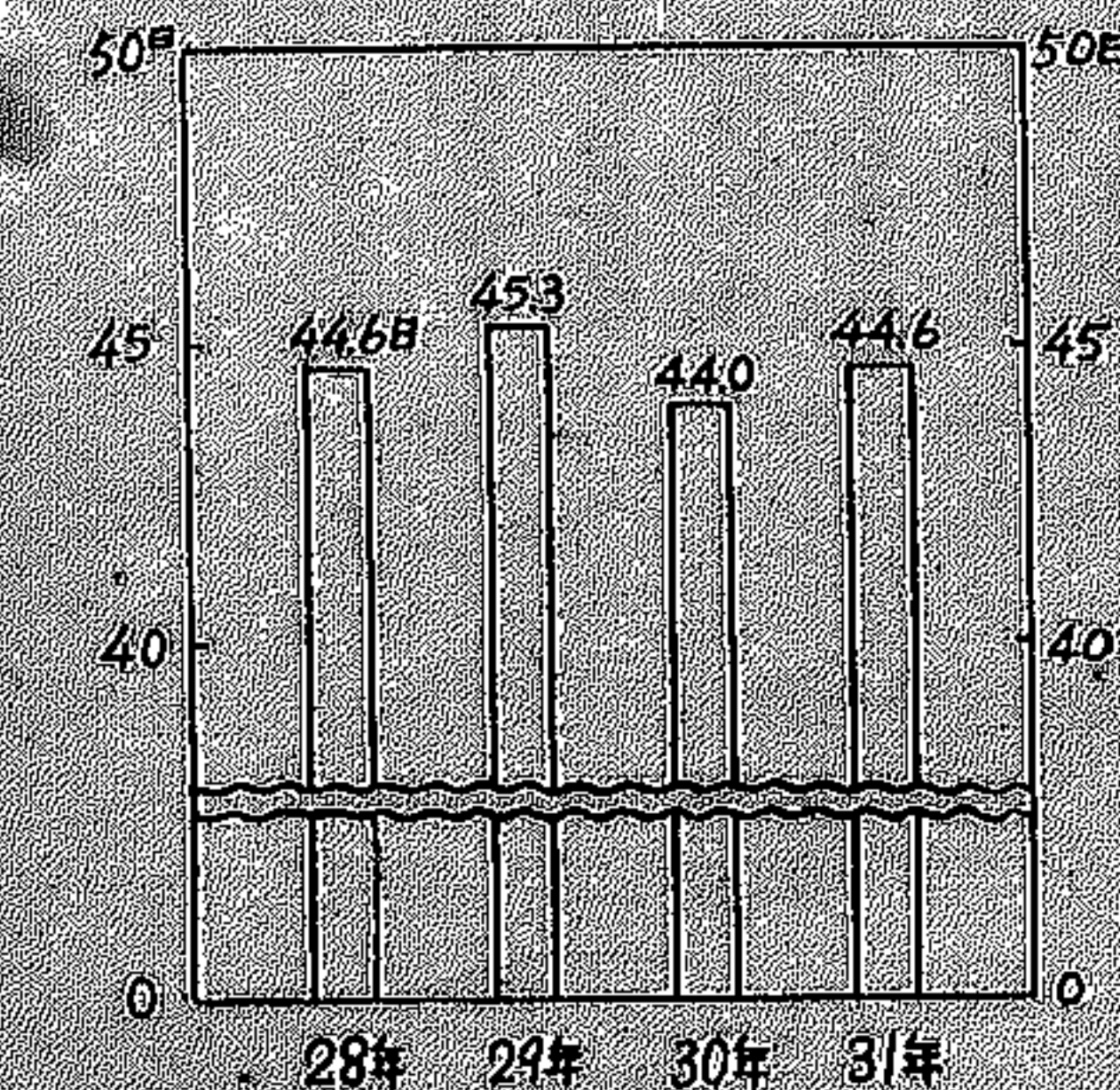


休暇日数6週間を超える者がそれぞれ27.1%、25.1%であるから、今回の調査では僅か年々6週間を超える者が多くなっている（第5表）。

第5表 休暇日数別、産後休暇者数(%)

休暇日数別	年別	昭和31年	昭和30年	昭和29年
総計	%	100.0	100.0	100.0
休暇日数5週間～6週間の者	%	62.5	68.3	67.7
休暇日数6週間を超える者	%	29.0	25.1	27.1
休暇日数不明の者	%	8.5	6.6	5.2

第5図 年次別、1人平均産後休暇日数



つてい。

(4) 妊娠又は分娩を理由とする退職者

妊娠又は分娩を理由に退職した者は、妊産婦の34.0%で、前年の39.4%、29年の40.6%に対し大巾な減少である。このように妊産婦の退職者が少なくなっていることは、前述の女子労働者の中に占める有夫者の割合が逐年増加しつつあることとともに、特に注目すべきことである。初産産別に妊産婦の退職者を見ると、初産者の89.1%、経産者の15.6%が退職し、初産産何れも前2回の調査を下回っている（第7図）。

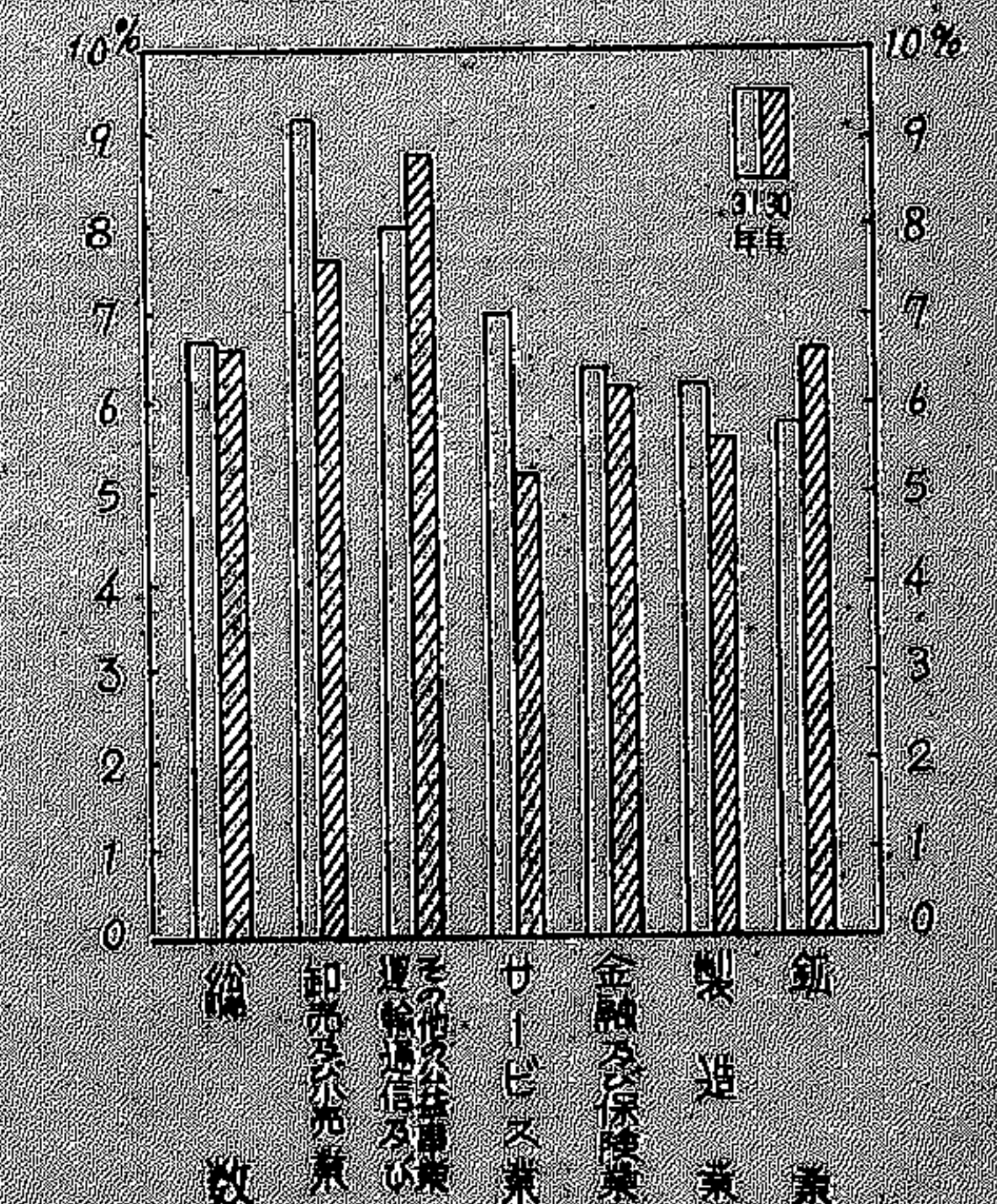
妊産婦の退職者を産業別に見ると、建設業が最も多く61.7%、卸売及び小売業60.3%、製造業38.9%の順となっており、退職者の少ないものとしては運輸通信及びその他の公益事業17.2%、金融及び保険業の32.3%があり、この産業別の退職者

1人平均休暇日数は44.6日で、30年の44.0日より僅かに多く（第5図）、初産産別では、初産者の平均休暇日数が44.7日、経産者の平均休暇日数が44.4日で、初産者の平均休暇日数が僅かではあるが多くなっている。

産後平均休暇日数を規模別に見ると、30人～99人では46.6日、100人～499人では44.1日、500人以上では44.2日で、事業規模による休暇日数の差異は見られない（附録統計表第4表参照）。

（3）生、死産別件数
出産の中に占める死産の割合は6.7%である。なお、昭和31年における厚生省の全国調査によると、出産（1,840,541件）に対する死産（178,926件）の割合は9.7%である。出産に対する死産の割合を産業別に見ると第6図のとおりであるが、死産の割合は、何れも全国調査より低くなっている。初産産別では、初産が6.0%、経産が9.0%で、経産の死産の割合が3.0%高くな

第6図 出産の中に占める死産の割合(%)



転換の内容 産業分類	転換前の業務	転換後の業務	転換の内容 産業分類	転換前の業務	転換後の業務
F22 紡織業	編 織 工	米 巻 工	F28 化学工業	生 産 業 務	湯 沸 し
	織 布 工	米 繰 り		包 装	実 験 室 助 手
	製 布 工	製 布 工		運 搬	（手 先 作 業） 工場内清掃
	検 査 工	検 査 工		豆 炭 製 造 業	雑 役
	運 搬	手 先 作 業		長 靴 成 型	雑 役
	整 経 工	現 場 事 務		チューブジョイント	チューブの検査 ト作業
	染 色 整 理	ミシン場準備		現 場 作 業	雑 役 婦
	機 械 工	糸 検 査 工		防 水 布 加 工	防 水 布 加 工 準 備
	梳 麻 部（麻出し）	麻 割 き		ゴムをガラス管に	社 名 印 刷 挿入す仕事
	機 械 保 全 工	機 械 み が き	F32 ガラス及び土 石製品製造業	成 型 工	仕 上 工
F23 衣服及び身の回 り品製造業	交 替 番 勤 務	昼 専 勤 務		石 灰 の 荷 造	包 装 の 修 理
	機 械 修 理	開 閉		爆 運 び	撰 選
	リバース台持工	袋 紙 巻 工		（ブリキ検定貨車積）	カード整理食堂番
	ローラー第二保全	雑 作 業		刮 型 込 工	芯 金 準 備 作 業
	精紡台持工(1台持)	（半台持）		成 型 工	仕 上 工
	運 転 台 持 工	雑 作 業		石 灰 の 荷 造	包 装 の 修 理
	ミシン縫製部	下 張 部		爆 運 び	撰 選
	製 織	下 張 部		（ブリキ検定貨車積）	カード整理食堂番
	織 布	糸 繰 り		刮 型 込 工	芯 金 準 備 作 業
	紙 の 選 別	紙 の 包 装	F33 第一次金属製 造業	成 型 工	仕 上 工
F26 紙及び類似品 製造業	立 作 業 検 査	腰 掛 包 装		石 灰 の 荷 造	包 装 の 修 理
	薄葉紙枚数調	膺 写		爆 運 び	撰 選
	石灰壺素袋詰	雑 作 業		（ブリキ検定貨車積）	カード整理食堂番
	流れ作業（立業）	清 掃、整 理		刮 型 込 工	芯 金 準 備 作 業
	秤 量 作 業	数 量 点 検		成 型 工	仕 上 工
	再 繰 作 業	整 備 作 業		石 灰 の 荷 造	包 装 の 修 理
	運搬、ローン包装	商 標 貼 り		爆 運 び	撰 選
	統 計 事 務	布 団 場 の 監 督		（ブリキ検定貨車積）	カード整理食堂番
	課 全 体 の 庶 務	一 係 の 庶 務		刮 型 込 工	芯 金 準 備 作 業
	蚊 取 線 香 湯 着 作 業	製 品 包 装 仕 上	F34 金属製品製造 業	成 型 工	仕 上 工
F28 化学工業	洗 瓶	薬 品 包 装		石 灰 の 荷 造	包 装 の 修 理
				爆 運 び	撰 選
				（ブリキ検定貨車積）	カード整理食堂番
				刮 型 込 工	芯 金 準 備 作 業
				成 型 工	仕 上 工
				石 灰 の 荷 造	包 装 の 修 理
				爆 運 び	撰 選
				（ブリキ検定貨車積）	カード整理食堂番
				刮 型 込 工	芯 金 準 備 作 業
				成 型 工	仕 上 工

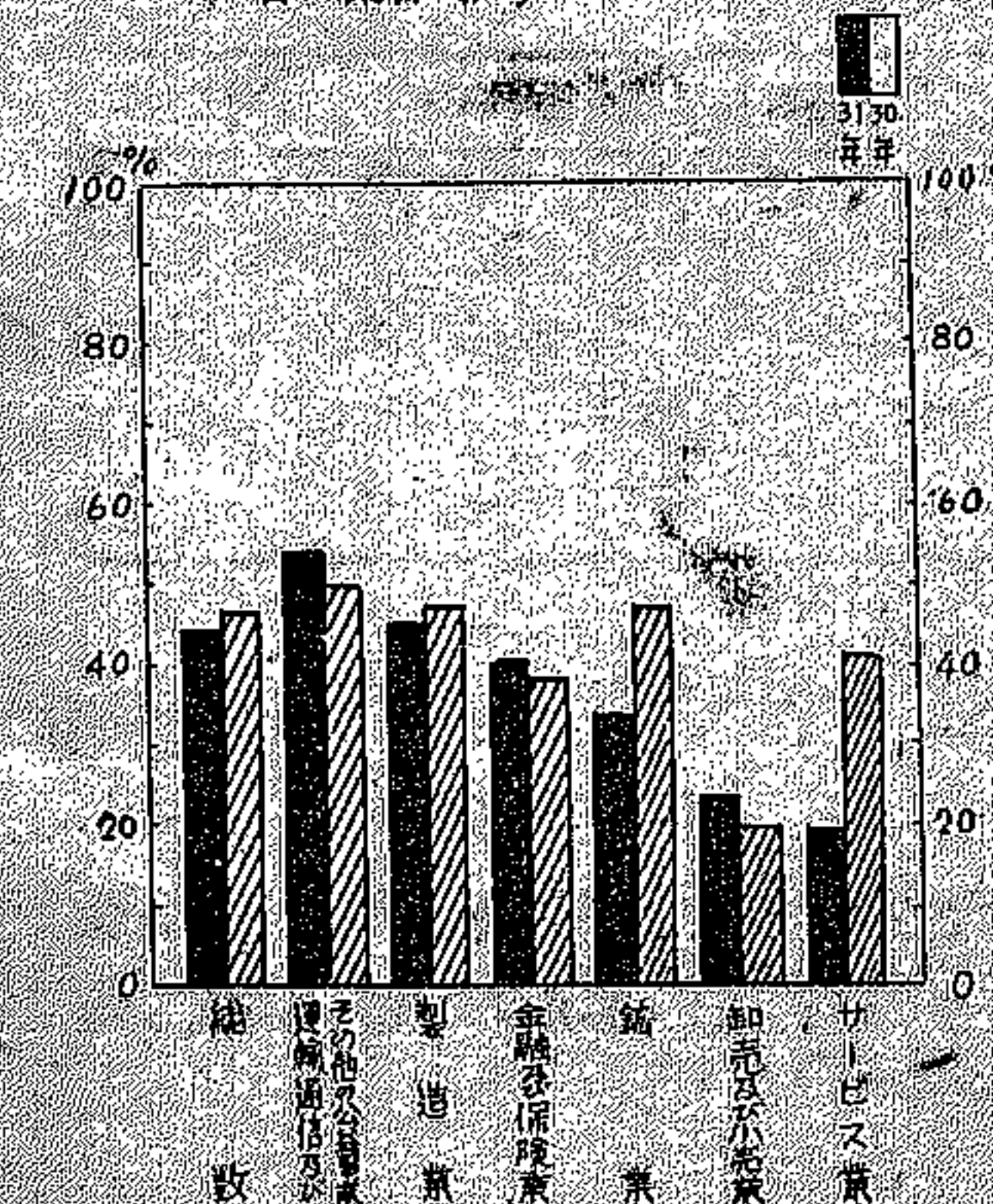
転換の内容 産業分類	転換前の業務	転換後の業務	転換の内容 産業分類	転換前の業務	転換後の業務
J 運輸通信及び その他の公益 事業	車 掌	（雑 務） 事務上の連絡 交換証配布 日勤のみ	底務関係事務	入 金 事 務	客 車 の 清 掃
	電 話 交 換	改 札		窓 口 事 務	窓 口 事 務 補 助
	改 札	出 札 事 務		殊 特 係	事 故 係
	車 番 勤 務	日 勤		自 動 車 荷 揚	リヤカー 荷 揚
				放 送 部	ア ナ
					企 画 調 査 部

(6) 育 児 時 間

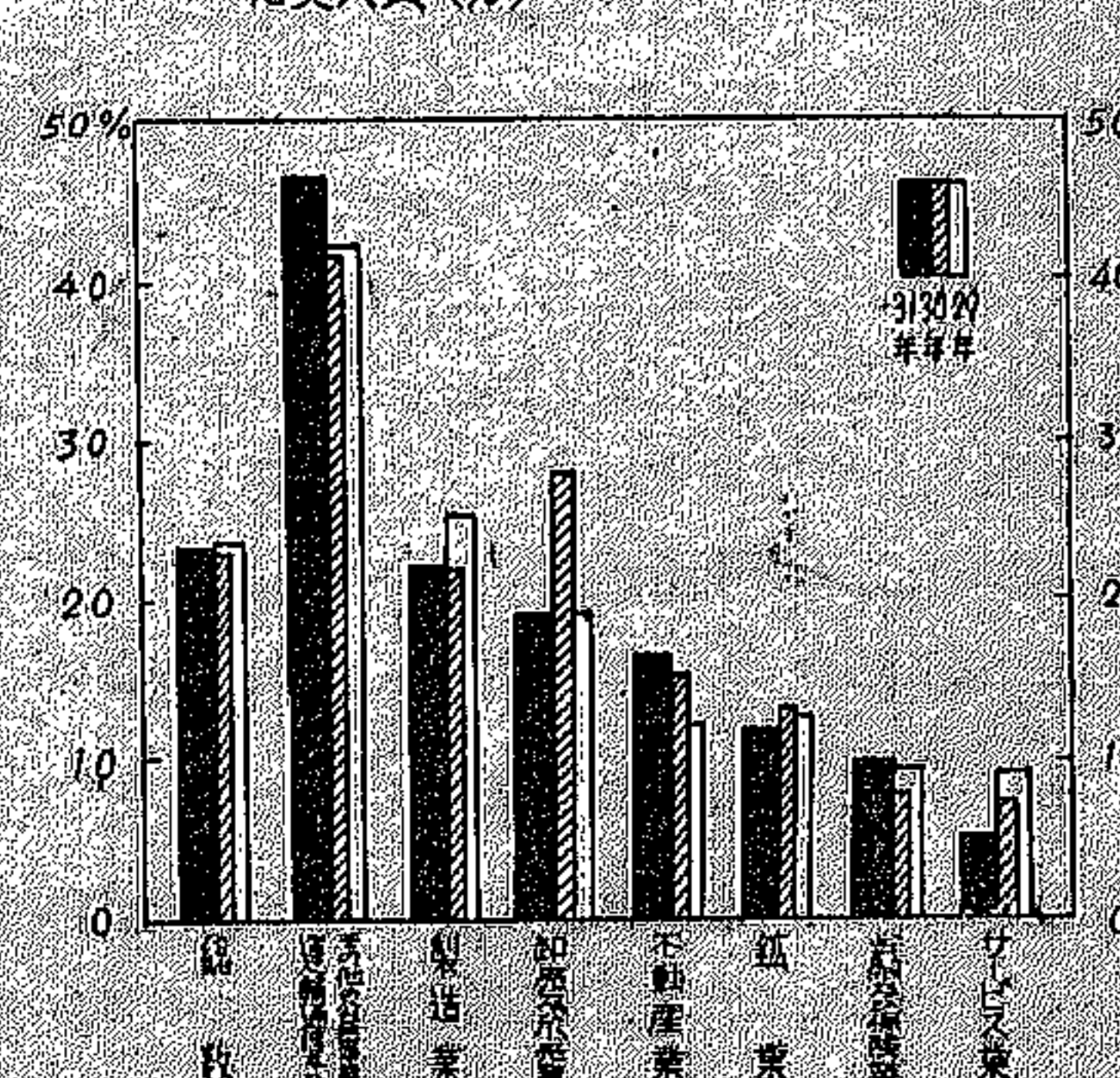
産婦のうち育児時間を請求した者の割合は44.7%で、前年の46.8%に対し僅か乍ら減少している。規模別では30人～99人が40.3%、100人～499人では44.7%、500人以上では47.2%となっており大規模の事業場に育児時間を請求した者の割合が多くなっている（第8表）。

産業別では、運輸通信及びその他の公益事業が最も多く54.1%、製造業45.4%、金融及び保険業40.8%の順に育児時間を請求した者の割合が多く、請求した者の少ない産業としては、サービス業の19.2%、卸売及び小売業の28.9%等である（第11図）。育児時間を請求した者に与え

第11図 産業別産婦のうち育児時間を請求した者の割合（%）



第12図 産業別、女子労働者のうち生理休暇を請求した実人員（%）



られた時間は、基準法に定められた「1日2回30分」を与えられた者が76.8%、1日2回各30分を超

える時間を与えられた者が23.7%であつた。30年及び29年の調査では、1日2回各30分以上の時間を与えられた者がそれぞれ7.0%、5.6%であるから、今回の調査では基準法を上回る時間を与えられた者の割合が著しく多くなつてゐることが注目される。

(7) 生 理 休 暇

女子労働者のうち生理休暇を請求(31年中に少なくとも1回以上)した者は23.5%で、30年の23.3%、29年の23.7%と殆んど同じ割合であつた。

これを産業別に見ると、運輸通信及びその他の公益事業の46.7%が最も多く、これに次ぐ製造業の22.8%の2倍以上となつており、以下卸売及び小売業19.4%、不動産業16.6%の順となつてゐる。請求者の少い産業としては、サービス業5.3%、金融及び保険業の9.8%等であるが、この産業別の請求者の割合は第12図のとおり、前2回の調査とはほぼ等しく、規模別では、30人～99人の事業場では13.1%、100人～499人では22.3%、500人以上では32.4%の女子労働者が生理休暇を請求してゐる。小規模の事業場に請求者が少なく、大規模事業との差が甚しいということは、前2回の調査と全く同様であつた(第9表)。

1回の平均休暇日数は、1.5日(30年及び29年の調査結果と同様)であるから、1回の生理時の休暇は1日乃至2日の者が最も多いといふことができる。産業別では不動産業の2.1日が最も多く、他の産業においては特に著しい差は見られない。生理休暇を請求した女子労働者の1年間の平均請求回数は5.0回で、規模により又は産業によつて特に著しい差はなかつた。生理休暇の1年間の総日数を女子労働者1人当りにすると1.7日で、30年の1.6日、29年の1.5日より僅かに多く、規模別では30人～99人の事業場では1.0日であるが請求した者が多くなつてゐる500人以上では2.6日となつてゐる(第10表)。なお調査事業場のうち女子労働者が生理休暇をとつた事業場は30.7%で、30年の調査と同じ割合であつた(附録統計表第8表参照)。

第9表 規模別、女子労働者のうち生理休暇を請求した実人員(%)

規模別	年 別	昭和31年	昭和30年	昭和29年
総 数	%	23.5	23.3	23.7
30人～99人	%	13.1	10.2	12.0
100人～499人	%	22.3	23.5	21.7
500人以上	%	32.4	31.2	33.1

第10表 女子労働者1人当りに見た場合の年間平均休暇日数

規模別	年 別	昭和31年	昭和30年	昭和29年
総 数	%	1.7	1.6	1.5
30人～99人	%	1.0	0.8	1.0
100人～499人	%	1.4	1.3	1.2
500人以上	%	2.6	2.4	2.1

三 授乳施設及び託児施設

乳幼児を育て乍ら働く母親にとって授乳又は託児のための施設は、雇用女子労働者のみならず、農村婦人にとつてもこれが設置を望まれるところであるが、今回の調査では、事業場に授乳施設及び託児施設が、どの程度設けられてゐるのかについて調査した。

(1) 授 乳 施 設

調査事業場のうち専用の授乳施設を有する事業場は、0.4%に過ぎない。しかし兼用の施設を有し

ている事業場が22.5%あるのでこれをあわせると調査事業場の約23%が専用又は兼用の授乳施設を有していることになる。規模別では、大規模事業に多く、500人以上では、専用8.4%、兼用37.6%であるのに対し、30人～99人では専用0.2%、兼用14.2%、100人～499人では専用0.9%、兼用25.8%となつてゐる。授乳施設と兼用にしている施設は、休憩室、面会所、医務室、宿直室等である。

(2) 託 児 施 設

専用の託児施設を有する事業場は、授乳施設より更に少なく、0.3%に過ぎなかつた。兼用の託児施設を有する事業場は2.7%で授乳施設と同様休憩室、医務室等と兼用になつてゐる。規模別では30人～99人が専用0.2%、兼用2.6%、100人～499人では専用0.2%、兼用2.8%、500人以上では専用2.9%兼用3.3%となつており大規模事業にその割合が多い。

(3) 授乳施設の事例

イ 食料品製造業(千葉)

工場が広いため利用者の便に供するよう2ヶ所に設置されている。

第二工場授乳所 工場の裏門正面右側にあり左が守衛室で、外来者の入り易い場所にあり、母親の働く現場から徒歩3分程度、広さは、畳敷3坪、土間1坪である。

第三工場授乳所 工場の中心部に食堂がありその南側が授乳室で広さ6坪、食堂にも近いので、(徒歩3分)母親は、給食される昼食を食堂から持参して子供といつしよに食事をする事ができる。

設備としては机、ラジオ、火鉢、給水施設、寒暖計、花器等の外乳幼児の発育基準、乳幼児の育て方等の壁新聞が掲示されている。そのほか、育児手帖、育児のため参考になるリーフレットが備え付けられ、母親が自由にもちかえられるようになつてゐる。

調査時現在、常用女子労働者数340人の40%が有乳者である。

ロ 紡織業(徳島)

昭和9年工場創立と同時に設置された。工場創立当初は、女子労働者の年齢が若く、既婚者もなかつたが、昭和13年頃より、数名の利用者があるようになり、現在は30名前後の利用者がある。通用門入口南側にあり建物は六坪で冬期は暖房設備があるが、職場からの距離が200米位あり利



授 乳

用者の便に難点がある。

調査時現在 婦人労働者数 1343名（うち有夫者数119名）

ハ 化学工業（新潟）

調査時現在 婦人労働者数457名中、有夫者231名で、毎年50名程度の婦人が出産しており、会社としては、この授乳施設に留意しているといっている。

工場の南と北の2カ所にあり、南門授乳室は6坪、北門授乳室が3坪である。四方に畳を敷いた椅子が作りつけになっており、部屋の中央と隣接の守衛室にそれぞれ、2脚の長椅子があり授乳の便宜をはかっている。4面ともガラス窓で、電気ストーブがおいてあるが、育児のため参考書、あるいは子供のベツト等が備えられるよう望まれている。

(4) 託児施設の事例

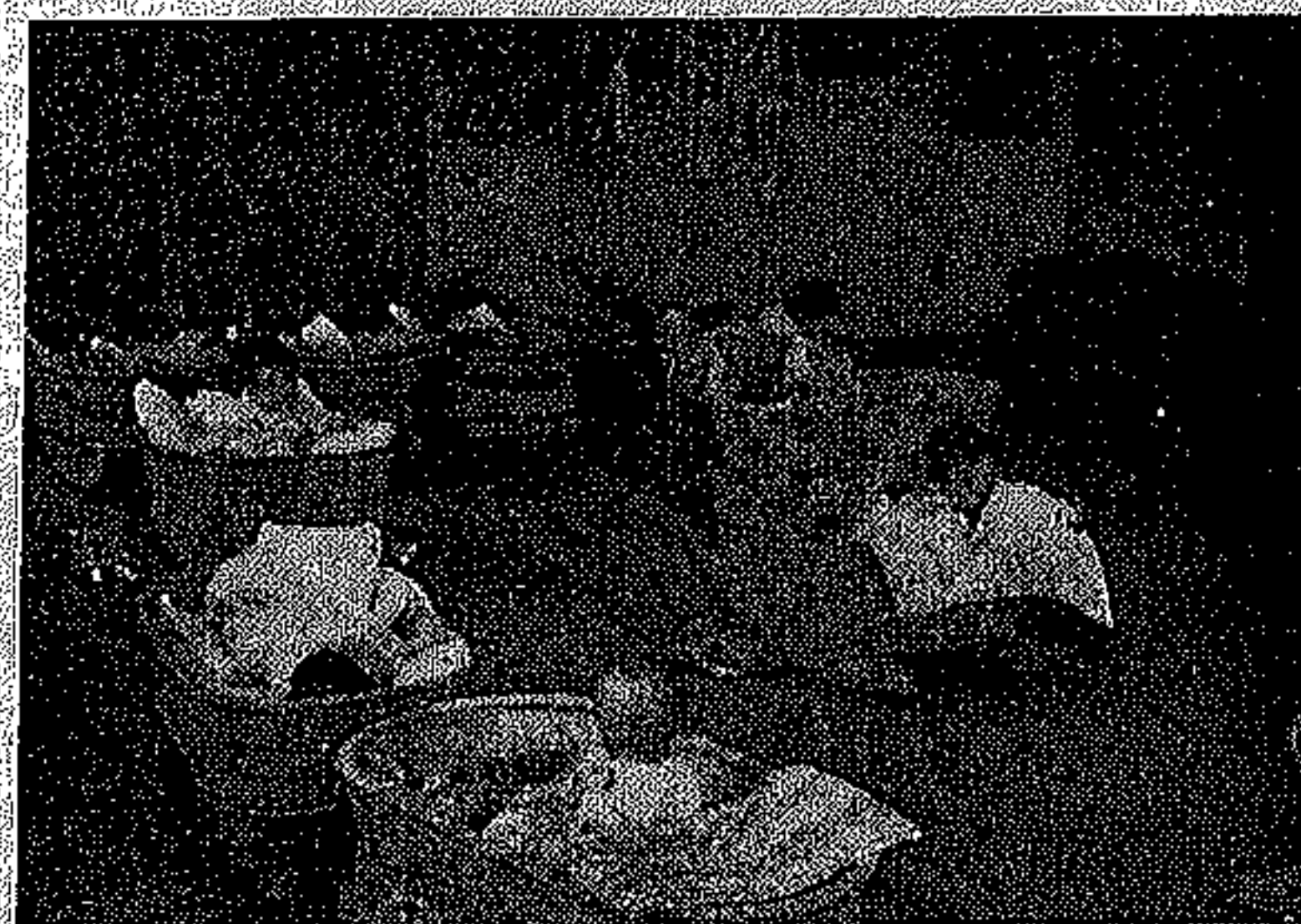
イ 化学工業（山口）

昭和25年組合の提唱により会社側2名、組合側2名、主婦会（社宅の主婦で構成）2名、婦人会2名からなる児童福祉委員会が結成されて児童のための福祉施設を設けることが決定された。当初は会社の講堂を利用していたが27年会社の出費で職場から、徒歩5～6分の場所に、託児所が新設された。現在収容児童中1/3は隣接のM製煉及び一般家庭の児童に開放している。

施設としては、保育室、遊戯室、給食用調理室、洗面所等があり、ピアノ、オルガン、ラジオ、幻灯、児童用絵本及び運動用具が完備している。

ロ 煙草製造業

A （石川）公社が設置運営に当っているが、保育児の年齢は、産後休暇終了後から3才まで乳幼児を主とし現在28名を保育している。設備としては、ゆりかご27、寝台、寝具、すべり台、玩具、体重計、室内消毒器、せん風機、ミルク沸、風呂場、洗濯室、乾燥室がある。なお、託児のなかに授乳のためにも使用されており、約40名の母親がこの施設を利用している。



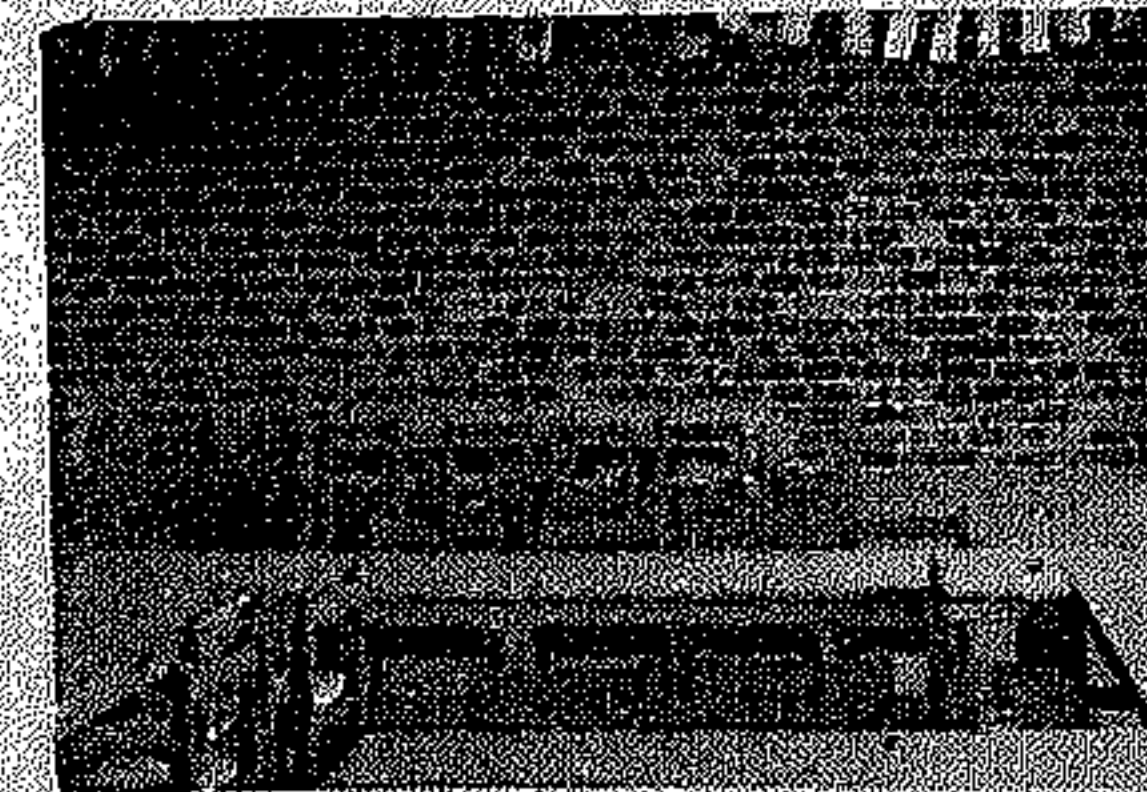
託児所内部

職員は保母1名、雑役婦2名で、労務課が管理している。

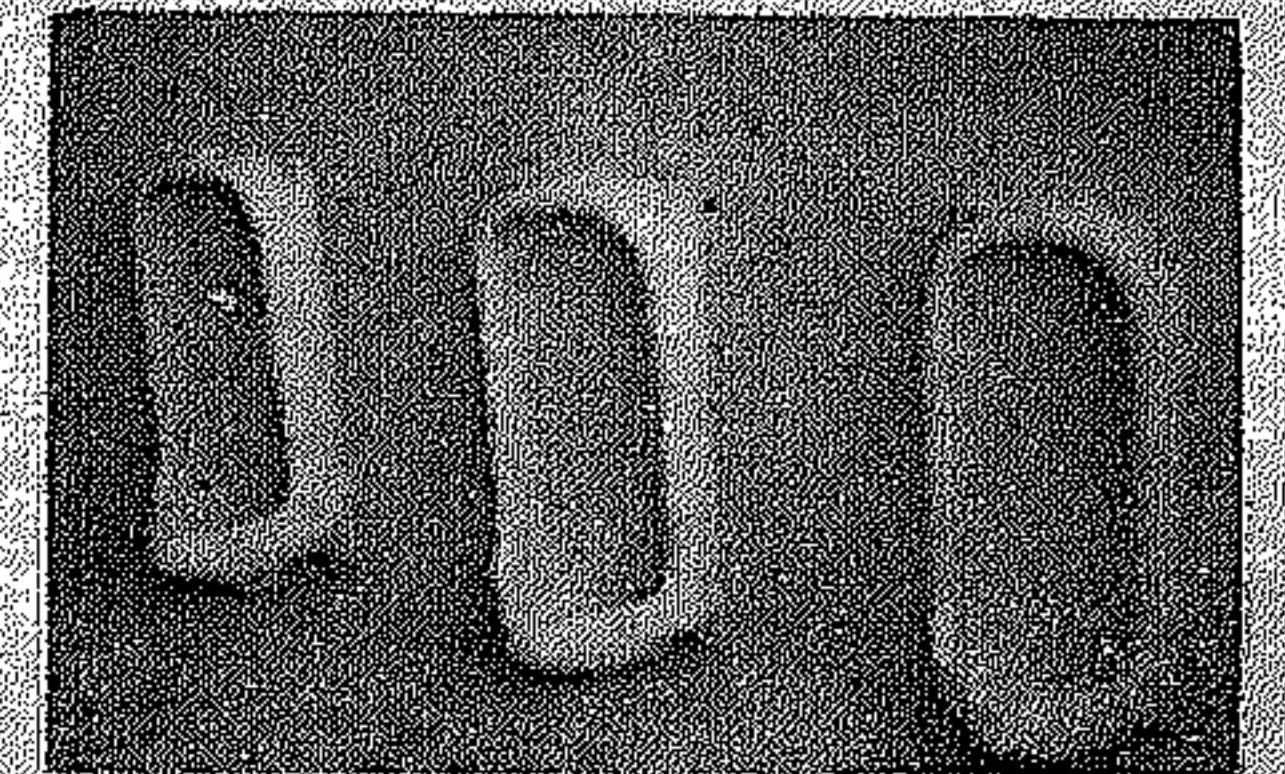
B （宮城）労働組合が会社の敷地を借用し、建築資材（旧工場の古材、瓦、練瓦）の供与をうけて設置したものであり、幼稚園と併設されている。現在託児数35名、保母2名、女子労働者の負担額は、託児1名につき月600円で、不足額は労働組合の事業資金から支出している。

現在 組合員数 男288名 女576名

設備に完備されているが、なかでも、寒冷地の実情を考慮したベチカや、児童用の生活施設のいさといっていることが注目される。



ベチカ幼稚園と託児所の仕切りの壁になっている



子供用便所



子供の背の高さに合せて作られた玩具入れと洋服かけ



託児所から工場へ

ハ 運輸通信及びその他の公益事業（広島）

公社では、労働基準法における女子保護の趣旨にかんがみ、また、子供をつれて働く従業員の労働能率の増進をはかることを目的として、試験的に本施設を設置したものである。

施設としてベツト、寝具類、湯たんぽ、脱衣籠各10名分、食器戸棚、扇風機、長椅子、菓罐を設備し、本施設を利用する女子従業員は、その他の必要なものを準備することとなっている。現在、託児10名に対し、保母1名を委嘱、保母の謝金は、利用者が負担するが、その一部を公社が補助している。調査時現在、婦人労働者数347名中、有夫者122名。



勤務中の女子従業員



保育室

第1表 女子労働者数

業 業 分 類	規 模 労働者数	総 数				30人～	
		労働者総数に対する 女子労働者数の割合		女子労働者数に対する 有夫者数の割合		労働者総数に対する 女子労働者数の割合	
		昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在	昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在	昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在
総 計		25.0	26.3	15.2	16.2	28.8	28.9
D 鉱 業		7.9	7.9	27.6	33.0	17.1	18.3
E 建 設 業		8.6	9.4	30.7	31.7	8.9	10.6
F 製 造 業(計)		31.3	33.1	13.7	13.7	32.1	32.4
19. 武 器 製 造 業		35.2	23.1	10.0	24.6	23.6	26.3
20. 食 料 品 製 造 業		33.4	31.3	20.2	30.0	26.0	26.6
21. 煙 草 製 造 業		50.9	50.8	35.9	42.1	—	—
22. 紡 織 業		69.9	68.3	7.5	7.9	62.8	63.1
23. 衣服及び身用品製造業		74.0	73.6	10.3	9.0	70.2	69.0
24. 木材及び木製品製造業		22.4	22.3	27.9	28.7	23.9	23.2
25. 家具及び装備品製造業		23.5	23.4	17.0	15.2	28.1	28.6
26. 紙及び類似品製造業		23.0	25.3	27.4	26.8	41.9	44.7
27. 印刷、出版及び類似産業		17.6	16.8	16.1	17.7	22.6	21.9
28. 化 学 工 業		20.5	20.9	16.0	16.5	22.4	25.4
29. 石油及び石炭製品製造業		18.9	18.4	30.5	28.1	24.4	23.9
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		50.1	51.0	12.7	18.6	37.9	38.2
31. 皮革及び皮革製品製造業		27.8	30.9	19.0	14.4	23.6	24.9
32. ガラス及び土石製品製造業		28.1	28.7	30.9	29.0	27.0	26.5
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		60.1	79.5	24.0	28.8	12.4	13.4
34. 金 属 製 品 製 造 業		21.6	21.3	19.0	17.9	22.3	19.2
35. 機 械 製 造 業		14.4	12.4	17.2	18.7	12.2	13.2
36. 電気機械器具製造業		27.5	26.9	10.8	11.3	25.6	26.9
37. 輸送用機械器具製造業		8.2	8.8	17.2	18.5	15.4	17.5
38. 医療機械、理化学機械及び写真機製造業		27.9	29.8	11.0	11.0	21.0	23.8
39. そ の 他 の 製 造 業		50.6	51.0	25.1	24.4	46.7	48.0
G 卸 売 及 び 小 売 業		40.8	36.8	9.5	9.6	28.6	28.7
H 金 融 及 び 保 険 業		35.5	35.1	15.6	18.1	32.9	32.6
I 不 動 産 業		31.7	33.0	9.1	11.3	19.8	22.1
J 運輸通信及びその他の公益事業		12.5	12.7	21.1	22.9	18.6	18.4
K サ ー ビ ス 業		38.0	47.1	20.0	21.1	53.7	53.7

及び有夫者数 (%)

業 業 分 類	規 模 労働者数	99人				100人～499人				500人以上			
		労働者総数に対する 女子労働者数の割合		女子労働者数に対する 有夫者数の割合		労働者総数に対する 女子労働者数の割合		女子労働者数に対する 有夫者数の割合		労働者総数に対する 女子労働者数の割合		女子労働者数に対する 有夫者数の割合	
		昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在	昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在	昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在	昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在	昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在	昭和31.1.1 現在	昭和31.12 現在
総 計		19.3	20.5	26.0	27.2	13.5	15.8	19.2	23.8	12.2	12.3	12.2	12.3
D 鉱 業		52.4	46.8	10.6	12.0	38.8	45.0	6.5	6.5	18.0	27.0	18.0	27.0
E 建 設 業		32.7	45.0	8.2	8.5	24.9	15.8	8.8	6.1	26.4	31.6	26.4	31.6
F 製 造 業(計)		19.4	20.1	36.4	36.1	13.5	14.0	32.6	30.7	10.9	10.2	10.9	10.2
19. 武 器 製 造 業		20.0	38.1	41.2	30.7	8.8	21.9	6.6	5.0	15.7	20.9	15.7	20.9
20. 食 料 品 製 造 業		19.5	18.9	31.3	31.6	19.8	22.3	42.4	40.7	22.4	20.6	22.4	20.6
21. 煙 草 製 造 業		—	—	48.2	48.9	43.5	49.8	51.8	51.7	33.5	39.8	33.5	39.8
22. 紡 織 業		16.1	16.9	71.3	70.2	6.8	7.1	71.5	68.6	5.2	5.7	5.2	5.7
23. 衣服及び身用品製造業		9.4	8.6	79.6	80.4	11.2	9.6	—	—	—	—	—	—
24. 木材及び木製品製造業		30.5	32.5	24.9	26.0	24.4	26.9	13.1	13.1	18.7	6.8	18.7	6.8
25. 家具及び装備品製造業		21.2	20.2	19.5	19.8	12.0	9.6	—	—	—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		33.4	34.1	24.5	29.2	23.5	20.7	14.1	14.1	26.9	28.4	26.9	28.4
27. 印刷、出版及び類似産業		11.0	11.6	20.1	19.0	19.0	21.3	12.1	11.6	17.8	18.8	17.8	18.8
28. 化 学 工 業		16.3	17.3	27.4	27.7	15.3	15.4	16.5	16.3	16.4	17.3	16.4	17.3
29. 石油及び石炭製品製造業		32.1	30.7	35.1	32.9	36.4	30.4	7.6	7.2	16.1	15.8	16.1	15.8
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		14.7	14.5	50.8	52.1	16.1	16.6	51.4	51.8	8.6	20.9	8.6	20.9
31. 皮革及び皮革製品製造業		35.7	20.4	32.2	35.4	8.8	11.2	—	—	—	—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		35.6	34.2	32.0	23.6	31.7	29.0	22.1	22.1	24.5	20.8	22.1	20.8
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		31.4	34.4	10.1	10.0	14.1	16.5	7.0	6.7	26.8	28.2	26.8	28.2
34. 金 属 製 品 製 造 業		21.1	24.7	21.2	22.7	18.2	15.0	19.0	22.3	35.5	35.8	35.5	35.8
35. 機 械 製 造 業		20.3	24.8	13.0	13.4	18.0	19.8	9.1	10.7	13.3	12.4	13.3	12.4
36. 電気機械器具製造業		11.7	13.3	37.6	32.3	11.2	11.5	23.5	24.1	10.1	14.3	10.1	14.3
37. 輸送用機械器具製造業		16.5	19.1	11.1	12.8	13.5	15.0	6.0	5.9	20.0	21.5	20.0	21.5
38. 医療機械、理化学機械及び写真機製造業		18.0	17.7	31.5	32.3	9.9	10.0	30.7	32.5	79.8	80.9	79.8	80.9
39. そ の 他 の 製 造 業		26.6	22.9	55.3	55.5	27.7	27.6	40.1	39.6	8.9	10.8	8.9	10.8
G 卸 売 及 び 小 売 業		11.8	11.9	38.2	40.9	7.8	7.9	50.2	51.2	7.8	8.5	7.8	8.5
H 金 融 及 び 保 険 業		12.0	12.7	33.7	33.2	19.4	24.0	43.1	42.1	18.4	21.1	18.4	21.1
I 不 動 産 業		4.2	13.3	39.7	38.9	10.7	10.7	—	—	—	—	—	—
J 運輸通信及びその他の公益事業		23.5	25.6	10.6	10.7	21.9	24.1	11.8	12.4	17.7	21.5	17.7	21.5
K サ ー ビ ス 業		22.3	23.7	65.7	62.8	17.2	18.4	13.5	14.4	22.4	21.3	22.4	21.3

第2表 労働者数

産業分類	規模 労働者数	総 数						30人～			
		労働者 数の推 移	(1) 男子 労働者 数の推 移	(2) 女子 労働者 数の推 移	(3) 有夫者 数の推 移	(2)×100 (1)	(3)×100 (2)	労働者 数の推 移	(1) 男子 労働者 数の推 移	(2) 女子 労働者 数の推 移	(3) 有夫者 数の推 移
総 計		100.5	101.8	104.8	111.1	102.9	106.0	103.2	121.7	103.6	
D 鉱 業		91.0	91.1	90.9	109.0	99.8	119.9	107.1	105.5	114.8	
E 建 設 業		108.1	102.2	118.2	131.9	115.7	111.6	114.2	112.1	136.2	
F 製 造 業(計)		99.8	105.5	105.2	110.1	99.7	104.7	102.8	102.5	103.6	
19. 武 器 製 造 業		61.9	72.0	42.2	104.0	58.2	246.4	75.5	72.8	84.0	
20. 食 料 品 製 造 業		103.5	103.2	104.1	107.9	100.9	103.7	101.1	98.1	101.3	
21. 煙 草 製 造 業		98.7	99.1	98.4	115.7	99.3	117.6	—	—	—	
2. 紡 織 業		106.3	112.0	103.9	109.6	92.8	105.5	103.0	99.6	100.8	
23. 衣服及び身廻品製造業		101.4	103.0	100.8	88.5	97.9	88.4	101.4	96.6	99.6	
24. 木材及び木製品製造業		102.8	127.2	102.4	105.3	80.6	102.8	103.7	104.7	101.0	
25. 家具及び装備品製造業		111.6	111.6	111.5	100.0	99.9	89.7	107.4	106.6	109.3	
26. 紙及び類似品製造業		99.0	95.9	108.1	106.6	112.7	98.5	105.6	100.5	112.6	
27. 印刷、出版及び類似産業		100.9	101.8	96.4	105.5	94.7	109.4	100.7	101.7	102.6	
28. 化 学 工 業		99.9	99.5	101.3	104.7	82.2	103.4	94.0	83.5	98.7	
29. 石油及び石炭製品製造業		103.9	104.6	101.2	92.9	96.7	91.8	106.5	107.1	104.6	
30. コ ー プ 製 品 製 造 業		105.2	103.3	107.1	157.4	103.7	147.0	101.0	100.0	101.3	
31. 皮革及び皮革製品製造業		116.0	111.0	129.0	97.6	116.2	75.7	106.5	103.6	116.7	
32. ガラス及び土石製品製造業		107.2	106.3	109.6	102.8	103.1	93.8	104.0	104.7	104.0	
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		105.1	105.2	103.1	110.8	98.0	107.5	112.1	110.8	111.8	
34. 金 属 製 品 製 造 業		106.4	106.8	105.2	99.1	98.5	94.2	95.4	99.2	82.2	
35. 機 械 製 造 業		110.3	109.1	119.7	130.3	109.7	109.1	114.4	113.0	124.0	
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業		116.7	118.1	114.7	120.4	97.1	105.0	113.0	111.1	118.7	
37. 輸送用機械器具製造業		105.9	105.3	114.2	123.1	108.5	107.8	104.2	101.6	118.3	
38. 医療機械、理化学機械及び写真機製造業		109.8	106.6	116.8	117.3	109.6	100.4	106.8	102.9	121.5	
39. そ の 他 の 製 造 業		106.5	105.2	107.8	104.6	102.5	97.0	107.2	104.5	110.4	
G 卸 売 及 び 小 売 業		107.6	105.7	111.2	112.9	105.2	101.5	104.9	104.8	105.4	
H 金 融 及 び 保 険 業		101.0	101.8	99.7	114.5	97.9	115.7	100.2	106.3	99.5	
I 不 動 産 業		96.5	94.7	100.5	125.7	106.1	125.1	90.8	81.5	98.8	
J 運輸通信及びその他の公益事業		101.5	101.2	103.0	111.4	100.2	108.2	101.4	116.9	100.4	
K サ ー ビ ス 業		106.5	72.5	104.7	110.7	144.4	105.7	103.7	103.8	103.7	

註 昭和31.1.1現在の各労働者数を100とする。

の 推 移 (%)

(昭和31.12.31現在)

産業分類	規模 労働者数	99人						100人～499人						500人以上					
		(3) 有夫者 数の推 移	(2)×100 (1)	(3)×100 (2)	労働者 数の推 移	(1) 男子 労働者 数の推 移	(2) 女子 労働者 数の推 移	(3) 有夫者 数の推 移	(2)×100 (1)	(3)×100 (2)	労働者 数の推 移	(1) 男子 労働者 数の推 移	(2) 女子 労働者 数の推 移	(3) 有夫者 数の推 移	(2)×100 (1)	(3)×100 (2)	労働者 数の推 移	(1) 男子 労働者 数の推 移	(2) 女子 労働者 数の推 移
総 計		109.8	85.1	106.0	102.9	102.3	105.4	124.1	103.0	117.7	104.0	103.7	105.1	115.3	101.4	109.7			
D 鉱 業		102.5	108.8	89.3	49.4	48.6	56.3	66.3	115.8	117.8	100.4	100.4	100.3	150.6	99.9	150.1			
E 建 設 業		187.6	121.5	187.7	100.4	100.2	103.2	65.3	103.0	63.3	121.0	117.3	111.5	133.9	95.1	130.6			
F 製 造 業(計)		107.2	101.1	104.5	107.0	107.4	106.1	110.0	98.8	103.7	105.3	105.6	105.0	112.9	99.4	107.6			
19. 武 器 製 造 業		160.0	115.4	190.5	49.3	58.1	36.8	91.3	81.9	247.2	112.7	114.8	84.3	112.5	70.4	133.5			
20. 食 料 品 製 造 業		98.1	103.3	96.8	106.1	150.7	107.1	120.4	71.1	112.4	104.8	119.0	105.1	91.2	88.3	86.8			
21. 煙 草 製 造 業		—	—	—	99.5	97.7	99.2	113.5	101.5	113.4	98.4	98.8	98.1	116.6	99.3	118.9			
2. 紡 織 業		105.3	101.2	104.5	105.6	109.5	104.0	108.6	95.1	104.4	109.3	120.1	104.9	115.3	87.3	109.9			
23. 衣服及び身廻品製造業		89.7	100.0	90.1	101.5	97.6	102.5	87.4	105.0	85.3	—	—	—	—	—	—			
24. 木材及び木製品製造業		107.3	96.5	106.2	104.0	102.5	108.5	119.6	105.8	110.2	97.5	97.4	97.8	35.4	100.4	36.2			
25. 家具及び装備品製造業		104.0	102.5	95.2	115.0	115.3	114.0	91.7	99.0	80.1	—	—	—	—	—	—			
26. 紙及び類似品製造業		114.9	112.0	102.0	94.2	88.3	112.3	98.7	127.2	87.9	100.9	101.0	103.0	105.7	102.0	102.6			
27. 印刷、出版及び類似産業		102.9	100.8	100.3	102.3	103.8	96.2	107.6	92.7	111.9	99.6	101.5	95.4	103.7	94.0	108.7			
28. 化 学 工 業		104.7	118.2	106.1	102.7	101.6	103.5	103.8	101.9	100.3	101.2	101.4	100.1	105.5	98.7	105.4			
29. 石油及び石炭製品製造業		100.0	97.7	95.6	106.1	109.7	99.4	83.1	90.6	83.6	109.7	101.4	96.0	100.0	94.7	104.0			
30. コ ー プ 製 品 製 造 業		100.0	101.3	98.7	103.8	100.9	106.7	104.6	105.7	98.0	107.2	106.2	108.1	262.2	101.8	259.4			
31. 皮革及び皮革製品製造業		66.1	112.8	56.6	124.3	118.4	136.5	175.0	115.5	128.6	—	—	—	—	—	—			
32. ガラス及び土石製品製造業		98.2	99.3	94.4	111.5	109.2	116.4	110.3	106.6	94.8	103.3	103.3	103.4	88.1	100.1	85.2			
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		132.0	100.9	118.1	110.0	110.2	109.0	126.9	98.9	116.4	102.9	103.3	90.7	102.8	87.8	101.3			
34. 金 属 製 品 製 造 業		96.1	82.9	116.9	114.4	112.2	122.6	101.4	109.3	83.5	120.4	115.4	141.0	142.9	122.2	101.3			
35. 機 械 製 造 業		151.3	109.7	122.0	107.9	107.4	111.1	122.1	134.5	109.9	110.7	108.6	131.4	122.7	121.0	93.4			
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業		135.1	106.8	113.8	130.0	141.0	111.7	114.7	79.2	102.7	112.7	111.8	115.4	119.2	103.2	103.3			
37. 輸送用機械器具製造業		136.8	116.4	115.6	114.0	141.8	132.0	146.9	93.1	111.2	103.2	103.3	102.0	107.7	98.7	105.6			
38. 医療機械、理化学機械及び写真機製造業		118.5	118.1	97.5	110.7	109.5	113.6	114.8	103.7	101.0	110.1	107.4	116.5	118.4	108.5	101.6			
39. そ の 他 の 製 造 業		94.7	105.6	85.8	107.1	106.7	107.3	107.0	100.6	96.9	159.0	106.9	104.5	127.4	97.8	121.9			
G 卸 売 及 び 小 売 業		106.1	100.6	100.7	113.0	108.0	121.0	121.8	112.0	100.6	106.5	104.5	108.5	118.1	103.8	108.8			
H 金 融 及 び 保 険 業		106.1	93.6	106.6	101.3	102.1	99.8	123.4	97.7	123.6	102.4	104.3	99.8	118.2	95.7	118.4			
I 不 動 産 業		800.0	115.1	319.8	104.9	106.4	102.8	103.2	96.6	100.3	—	—	—	—	—	—			
J 運輸通信及びその他の公益事業		108.9	85.9	108.5	101.3	101.2	102.3	111.9	101.1	109.4	101.7	101.5	106.9	114.0	105.3	106.6			
K サ ー ビ ス 業		110.3	99.9	106.4	111.8	124.9	105.2	112.1	84.2	106.6	104.8	103.7	111.3	106.4	107.3	95.6			

第3表 産前休暇者数(%)

産業分類	規 模 区 分	総		
		有夫者に対する産前 休暇者の割合	休 暇 日 数 別 に 見 た	
			計	6週間以内のもの
総 計	計	14.1	100	73.5
初 産	産 産	—	100	72.4
経 産	産 産	—	100	76.7
D 飲 食 業	業	10.4	100	79.4
E 建 設 業	業	4.7	100	64.5
F 製 造 業(計)	業(計)	13.7	100	74.9
19. 武 器 製 造 業	業	8.0	100	50.0
20. 食 料 品 製 造 業	業	9.7	100	77.1
21. 煙 草 製 造 業	業	27.1	100	59.3
22. 紡 織 製 造 業	業	15.5	100	76.9
23. 衣服及び身廻品製造業	業	14.8	100	64.1
24. 木材及び木製品製造業	業	7.2	100	61.1
25. 家具及び装備品製造業	業	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業	業	12.9	100	82.0
27. 印刷、出版及び類似産業	業	14.9	100	67.1
28. 化 学 工 業	業	16.4	100	78.4
29. 石油及び石炭製品製造業	業	1.9	100	100.0
30. プラスチック製品製造業	業	22.2	100	72.0
31. 皮革及び皮革製品製造業	業	4.8	100	50.0
32. ガラス及び土石製品製造業	業	10.7	100	81.4
33. 第一次金属製造業	業	10.4	100	85.4
34. 金属製品製造業	業	5.1	100	79.7
35. 機 械 製 造 業	業	12.1	100	76.2
36. 電気機械器具製造業	業	20.3	100	78.4
37. 輸送用機械器具製造業	業	11.2	100	85.5
38. 医療機械、理化学機械及び写真機製造業	業	13.0	100	71.1
39. その他の製造業	業	8.1	100	67.6
G 卸 売 及 び 小 売 業	業	7.3	100	70.1
H 金 融 及 び 保 険 業	業	17.5	100	62.4
I 不 動 産 業	業	—	—	—
J 運輸通信及びその他の公益事業	業	20.1	100	72.9
K サ ー ビ ス 業	業	9.9	100	72.0

註 産業別の1人平均休暇日数は誤差率が大いので特に注意されたい。

及び1人平均産前休暇日数

数		30人～99人		100人～499人		500人以上	
産前休暇者数(%)	1人平均産前 休暇日数	6週間を超えるもの	休暇日数不明の者	1人平均産前 休暇日数	1人平均産前 休暇日数	1人平均産前 休暇日数	1人平均産前 休暇日数
22.1	4.4	33.0	—	32.4	33.3	32.9	—
23.0	4.6	34.0	—	35.6	33.9	33.2	—
19.1	4.2	29.8	—	24.1	31.2	32.1	—
12.9	7.7	31.0	—	34.0	36.4	29.7	—
15.0	20.2	34.3	—	42.7	31.7	22.4	—
20.8	4.3	32.6	—	31.0	32.4	33.3	—
50.0	—	59.6	—	—	64.5	30.0	—
18.5	4.4	35.1	—	24.1	36.6	39.3	—
40.7	—	36.1	—	—	36.9	35.7	—
19.2	3.9	31.7	—	21.8	33.1	34.2	—
30.8	5.1	38.3	—	41.5	33.8	—	—
36.1	2.8	34.6	—	27.8	59.3	35.3	—
—	—	—	—	—	—	—	—
8.4	9.6	31.4	—	34.0	31.9	28.8	—
27.0	5.9	36.3	—	42.0	35.9	36.7	—
18.2	3.4	30.3	—	24.3	30.7	30.2	—
—	—	26.3	—	—	30.5	18.5	—
25.2	2.8	28.9	—	42.0	23.1	38.3	—
—	50.0	42.0	—	—	43.0	—	—
16.7	1.9	28.9	—	30.5	32.9	21.6	—
14.6	—	32.5	—	56.7	32.0	29.9	—
10.9	9.4	25.2	—	17.8	32.8	44.0	—
18.0	5.8	30.9	—	41.8	26.9	30.9	—
16.7	4.9	35.8	—	44.0	32.7	36.1	—
12.4	2.1	33.3	—	42.5	39.5	30.0	—
26.3	2.6	33.8	—	49.5	22.5	30.0	—
12.7	19.7	31.4	—	—	27.6	26.9	—
24.4	5.5	37.5	—	30.9	38.1	44.8	—
35.7	1.9	35.7	—	32.9	36.9	35.9	—
—	—	—	—	—	—	—	—
23.5	3.6	33.2	—	32.1	34.1	29.8	—
18.5	9.5	31.6	—	31.7	31.4	32.4	—

第4表 産後休暇者数(%)

産業分類	規 模 区 分	総 数		
		休暇日数別に見た産後休		
		計	5 週 ~ 6 週	6 週を超える者
総 計	計	100	62.5	29.0
初 産	産 産	100	62.4	29.1
経 産	産 産	100	62.7	28.8
D 飲 料 業	業	100	71.4	19.4
E 建 設 業	業	100	72.3	9.2
F 製 造 業(計)	業(計)	100	62.0	28.8
19. 武器製造業	業	100	64.3	35.7
20. 食料品製造業	業	100	60.7	30.2
21. 煙草製造業	業	100	40.8	59.2
22. 紡 織 業	業	100	78.3	20.0
23. 衣服及び身廻品製造業	業	100	19.5	58.5
24. 木材及び木製品製造業	業	100	86.1	58.3
25. 家具及び装備品製造業	業	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業	業	100	57.6	24.4
27. 印刷、出版及び類似産業	業	100	90.4	9.6
28. 化 学 工 業	業	100	69.5	21.8
29. 石油及び石炭製品製造業	業	100	60.0	40.0
30. プラスチック製品製造業	業	100	50.5	48.2
31. 皮革及び皮革製品製造業	業	100	100.0	—
32. ガラス及び土石製品製造業	業	100	58.0	26.7
33. 第一次金属製造業	業	100	75.5	17.5
34. 金属製品製造業	業	100	45.4	27.8
35. 機 械 製 造 業	業	100	50.2	28.8
36. 電気機械器具製造業	業	100	54.4	35.5
37. 輸送用機械器具製造業	業	100	81.2	16.9
38. 医療機械、理化学機械及び写真機製造業	業	100	70.7	12.0
39. その他の製造業	業	100	51.9	19.2
G 卸 売 及 び 小 売 業	業	100	59.3	21.4
H 金 融 及 び 保 険 業	業	100	81.6	13.9
I 不 動 産 業	業	—	—	—
J 運輸通信及びその他の公益事業	業	100	56.8	37.1
K サ ー ビ ス 業	業	100	64.7	23.9

註 産業別の1人平均産後休暇日数は誤差率が大いので特に注意されたい。

及び1人平均産後休暇日数

数	30人~99人				100人~499人				500人以上			
	暇者数(%)				1人平均産後				1人平均産後			
	休暇日数不明の者				休暇日数				休暇日数			
暇者数(%)	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
8.5	44.6	46.6	44.1	44.2	8.5	44.7	47.6	44.5	43.5	8.5	44.4	43.9
8.5	44.7	47.6	44.5	43.5	8.5	44.4	43.9	42.9	46.5	9.2	45.2	64.4
8.5	44.4	43.9	42.9	46.5	9.2	45.2	64.4	48.5	41.5	18.5	38.3	36.5
9.2	45.2	64.4	48.5	41.5	18.5	38.3	36.5	44.1	28.8	9.2	44.0	48.5
18.5	38.3	36.5	44.1	28.8	9.2	44.0	48.5	43.3	43.4	—	46.5	—
9.2	44.0	48.5	43.3	43.4	—	46.5	—	45.5	52.5	9.1	54.8	42.8
—	46.5	—	45.5	52.5	9.1	54.8	42.8	60.1	49.7	—	44.7	—
—	46.5	—	45.5	52.5	—	44.7	—	45.8	44.4	6.7	39.1	39.0
—	46.5	—	45.5	52.5	6.7	39.1	39.0	32.9	43.1	22.0	37.4	67.0
—	46.5	—	45.5	52.5	22.0	37.4	67.0	58.9	—	5.6	54.0	54.3
—	46.5	—	45.5	52.5	5.6	54.0	54.3	55.9	42.0	—	—	—
—	46.5	—	45.5	52.5	—	—	—	—	—	18.0	48.2	40.9
—	46.5	—	45.5	52.5	18.0	48.2	40.9	43.5	46.3	—	38.0	44.0
—	46.5	—	45.5	52.5	—	38.0	44.0	30.0	41.4	—	—	—
—	46.5	—	45.5	52.5	—	—	—	—	—	8.7	44.3	35.0
—	46.5	—	45.5	52.5	8.7	44.3	35.0	50.5	42.0	—	66.6	42.0
—	46.5	—	45.5	52.5	—	66.6	42.0	103.5	42.0	6.3	43.8	42.0
—	46.5	—	45.5	52.5	6.3	43.8	42.0	47.8	39.6	—	42.0	—
—	46.5	—	45.5	52.5	—	42.0	—	42.0	—	15.3	50.9	57.3
—	46.5	—	45.5	52.5	15.3	50.9	57.3	47.9	47.4	7.0	49.1	146.5
—	46.5	—	45.5	52.5	7.0	49.1	146.5	46.1	42.7	27.3	45.8	56.0
—	46.5	—	45.5	52.5	27.3	45.8	56.0	41.5	41.0	21.3	44.7	21.0
—	46.5	—	45.5	52.5	21.3	44.7	21.0	48.4	41.9	10.1	45.8	42.0
—	46.5	—	45.5	52.5	10.1	45.8	42.0	49.7	44.7	1.9	40.9	59.5
—	46.5	—	45.5	52.5	1.9	40.9	59.5	42.2	38.5	17.3	43.4	64.0
—	46.5	—	45.5	52.5	17.3	43.4	64.0	40.6	41.8	28.9	41.1	63.0
—	46.5	—	45.5	52.5	28.9	41.1	63.0	38.1	44.0	19.3	49.7	51.2
—	46.5	—	45.5	52.5	19.3	49.7	51.2	42.0	50.9	4.5	43.1	46.6
—	46.5	—	45.5	52.5	4.5	43.1	46.6	43.1	42.0	—	—	—
—	46.5	—	45.5	52.5	—	—	—	—	—	6.1	46.6	45.9
—	46.5	—	45.5	52.5	6.1	46.6	45.9	45.7	49.5	11.4	42.0	40.9
—	46.5	—	45.5	52.5	11.4	42.0	40.9	42.9	48.2	—	—	—

第5表 妊娠又は分娩を理

規 模 区 分 産 業 分 類	規 模 区 分 産 業 分 類	総		
		妊産婦に対する退 職者の割合	退職の時期別に見た妊産	
			計	産前休暇前の 退 職 者 数
		%	%	%
総 計	計	34.0	100	35.4
初 産	産 業	39.1	100	37.0
経 産	産 業	15.6	100	20.8
D 飲 食 業		33.7	100	15.6
E 建 設 業		61.7	100	44.8
F 製 造 業(計)		38.6	100	28.4
19. 武 器 製 造 業		96.2	100	48.0
20. 食 料 品 製 造 業		34.8	100	22.8
21. 煙 草 製 造 業		1.9	100	8.3
22. 紡 織 製 造 業		40.3	100	23.9
23. 衣服及び身廻品製造業		58.2	100	43.7
24. 木材及び木製品製造業		55.9	100	13.6
25. 家具及び装備品製造業		100.0	100	100.0
26. 紙及び類似品製造業		44.8	100	10.2
27. 印刷、出版及び類似産業		40.0	100	44.1
28. 化 学 工 業		37.5	100	31.6
29. 石油及び石炭製品製造業		21.1	100	100.0
30. ゴム製品製造業		44.1	100	10.0
31. 皮革及び皮革製品製造業		100.0	100	100.0
32. ガラス及び土石製品製造業		39.1	100	20.6
33. 第一次金属製造業		39.1	100	50.5
34. 金属製品製造業		61.6	100	40.0
35. 機 械 製 造 業		44.7	100	53.7
36. 電気機械器具製造業		49.2	100	28.2
37. 輸送用機械器具製造業		34.9	100	28.8
38. 医療機械、理化学機械及び写真機製造業		58.7	100	11.4
39. その他の製造業		47.4	100	32.4
G 卸 売 及 び 小 売 業		60.3	100	64.6
H 金 融 及 び 保 険 業		32.3	100	68.2
I 不 動 産 業		100.0	100	100.0
J 運輸通信及びその他の公益事業		17.2	100	25.7
K サ ー ビ ス 業		36.6	100	58.7

由とする退職者数 (%)

数		3.0人～9.9人	100人～499人	500人以上
妊産婦に対する退 職者の割合		妊産婦に対する退 職者の割合	妊産婦に対する退 職者の割合	妊産婦に対する退 職者の割合
産前産後休暇 中の退職者数	産後休暇後の 退 職 者 数			
%	%	%	%	%
11.7	52.9	41.6	34.6	28.6
11.4	51.6	48.1	39.3	33.8
13.8	65.4	19.8	17.6	10.6
14.8	69.6	80.0	31.3	28.4
15.5	39.7	71.4	36.4	84.2
13.2	58.4	40.6	34.6	29.7
12.0	40.0	100.0	100.0	50.0
13.4	63.8	18.3	33.9	46.0
16.7	75.0	—	1.7	2.0
13.4	62.7	40.4	52.5	31.2
21.9	34.4	56.2	60.9	—
27.3	59.1	53.8	70.0	30.0
—	—	100.0	100.0	—
46.7	43.1	73.3	54.5	14.5
—	55.9	100.0	37.5	38.6
5.8	62.6	71.4	54.6	23.3
—	—	0.0	0.0	57.1
2.0	88.0	100.0	27.8	54.2
—	—	—	100.0	—
11.8	67.7	21.0	46.5	52.4
6.1	43.4	75.0	53.8	31.6
13.3	46.7	50.0	75.0	0.0
15.4	30.9	45.5	39.0	52.3
7.5	64.3	83.3	42.1	47.7
5.1	66.1	100.0	36.4	28.2
36.3	52.3	100.0	36.4	66.7
5.6	62.0	75.0	42.9	50.0
1.3	34.1	54.2	67.9	62.0
11.4	20.4	68.9	23.0	10.4
—	—	—	100.0	—
9.6	64.7	20.6	10.1	24.9
8.7	32.6	35.6	41.4	11.5

第6表 産前における軽易業務転換者数 (%)

産 業 分 類		区 分	規 模				総 数		30人～99人	100人～499人	500人以上
			妊婦に 対する転換 者の割合	軽易業務に転換した時期 別に見た転換者数(%)		妊婦に 対する転換 者の割合	妊婦に 対する 転換者の 割合	妊婦に 対する転換 者の割合			
				計	産前6週 間より前 に転換し たもの				産前6週 間以後に 転換した もの		
			%	%	%	%	%	%	%	%	%
統 計	計	初 産	10.6	100.0	84.8	15.2	9.9	13.1	8.3		
			10.3	100.0	83.0	17.0	10.1	11.6	8.6		
			11.9	100.0	90.1	9.9	9.1	18.4	7.1		
D 飲	業		5.5	100.0	55.6	44.4	25.0	6.5	2.2		
E 建	設 業		1.2	100.0	100.0	0.0	0.0	—	5.3		
F 製	造 業(計)		12.1	100.0	84.4	15.6	11.0	15.9	9.4		
19.	武 器 製 造 業		—	—	—	—	—	—	0.0		
20.	食 料 品 製 造 業		22.5	100.0	92.7	7.3	9.1	27.9	21.9		
21.	煙 草 製 造 業		5.5	100.0	100.0	—	—	5.0	5.1		
22.	紡 織 製 造 業		11.9	100.0	64.8	35.2	1.7	20.1	9.9		
23.	衣服及び身廻品製造業		24.5	100.0	100.0	—	13.3	39.1	0.0		
24.	木材及び木製品製造業		—	—	—	—	—	0.0	0.0		
25.	家具及び装備品製造業		—	—	—	—	—	0.0	0.0		
26.	紙及び類似品製造業		0.2	100.0	86.3	13.7	27.8	33.3	11.7		
27.	印刷、出版及び類似産業		—	—	—	—	—	0.0	—		
28.	化 学 工 業		18.6	100.0	92.3	7.7	33.3	13.7	20.5		
29.	石油及び石炭製品製造業		50.0	100.0	100.0	—	—	0.0	0.0		
30.	ゴ ム 製 品 製 造 業		84.6	100.0	93.7	6.3	50.0	33.3	84.8		
31.	皮革及び皮革製品製造業		—	—	—	—	—	—	—		
32.	ガラス及び土石製品製造業		7.1	100.0	100.0	—	—	18.6	0.0		
33.	第 一 次 金 属 製 造 業		6.2	100.0	100.0	—	40.0	0.0	2.2		
34.	金 属 製 品 製 造 業		18.3	100.0	60.0	40.0	14.3	23.1	—		
35.	機 械 製 造 業		6.3	100.0	100.0	—	—	12.5	2.3		
36.	電気機械器具製造業		6.1	100.0	100.0	—	60.0	7.3	0.0		
37.	輸送用機械器具製造業		4.3	100.0	100.0	—	50.0	0.0	0.9		
38.	医療機械、理化学機械及び写真 機製造業		—	—	—	—	—	0.0	—		
39.	そ の 他 の 製 造 業		3.6	100.0	33.3	66.7	25.0	1.6	0.0		
G 卸 売 及 び 小 売 業			2.9	100.0	54.5	45.5	—	3.8	15.6		
H 金 融 及 び 保 険 業			2.1	100.0	66.7	33.3	6.8	0.0	0.0		
I 不 動 産 業			—	—	—	—	—	—	—		
J 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業			11.8	100.0	87.2	12.8	9.3	13.5	9.0		
K ヴ ェ ー ビ ス 業			13.2	100.0	92.1	7.9	17.5	8.1	15.6		

第7表 育児時間請求者数 (%)

産 業 分 類	区 分	規 模		総 数		30人～99人		100人～499人		500人以上	
		産婦のうち 育児時間 を請求 した者の 割合	計	与えられた時間より見た 育児時間請求者(%)		産婦のうち 育児時間 を請求 した者の 割合	産婦のうち 育児時間 を請求した者の 割合	産婦のうち 育児時間 を請求した者の 割合			
				育児時間が 1日2回各 30分を要し た者	育児時間が 1日2回各 30分を要し た者						
統 計	初 産	44.7	100	76.3	23.7	40.3	44.7	47.2			
	経 産	42.7	—	—	—	37.3	43.4	47.1			
	産 産	50.9	—	—	—	48.0	48.5	53.5			
D 飲 業		34.0	100	82.4	17.6	25.0	34.5	34.8			
E 建 設 業		18.1	100	0	100.0	20.0	22.2	0			
F 製 造 業(計)		45.4	100	93.8	6.2	32.4	39.7	53.5			
19. 武 器 製 造 業		0	100	0	0	0	0	0			
20. 食 料 品 製 造 業		53.7	100	74.7	25.3	60.0	55.6	47.1			
21. 煙 草 製 造 業		83.5	100	99.6	0.4	—	71.2	88.4			
22. 紡 織 製 造 業		40.5	100	96.0	4.0	38.5	32.6	46.0			
23. 衣服及び身用品製造業		44.1	100	100.0	0	40.0	50.0	—			
24. 木材及び木製品製造業		13.3	100	75.0	25.0	0	33.3	100.0			
25. 家具及び装備品製造業		0	100	0	0	0	0	—			
26. 紙及び類似品製造業		47.8	100	100.0	0	27.3	62.5	50.5			
27. 印刷、出版及び類似産業		43.7	100	100.0	0	0	50.0	34.5			
28. 化 学 工 業		44.5	100	99.0	1.0	0	24.4	59.1			
29. 石油及び石炭製品製造業		36.7	100	100.0	0	100.0	100.0	33.3			
30. ゴム製品製造業		64.9	100	84.7	15.3	0	66.7	70.6			
31. 皮革及び皮革製品製造業		0	100	0	0	0	0	—			
32. ガラス及び土石製品製造業		46.4	100	95.5	4.5	50.0	42.4	47.9			
33. 第一次金属製造業		29.6	100	91.8	8.2	0	60.0	27.2			
34. 金属製品製造業		12.2	100	100.0	0	25.0	0	0			
35. 機 械 製 造 業		24.9	100	100.0	0	28.6	26.7	19.7			
36. 電気機械器具製造業		35.9	100	89.9	10.1	20.0	35.6	38.1			
37. 輸送用機械器具製造業		43.4	100	100.0	0	0	54.5	44.3			
38. 医療機械、理化学機械及び写真 機製造業		20.3	100	75.0	25.0	0	40.0	0			
39. そ の 他 の 製 造 業		17.6	100	14.2	85.8	33.3	55.6	84.0			
G 卸 売 及 び 小 売 業		23.9	100	69.0	31.0	21.1	61.5	77.8			
H 金 融 及 び 保 險 業		40.8	100	95.6	4.4	37.5	53.3	31.1			
I 不 動 産 業		0	100	0	0	0	0	—			
J 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業		54.1	100	41.5	58.5	59.1	57.6	33.9			
K サ ー ビ ス 業		19.2	100	73.7	26.3	19.6	18.9	18.4			

注 産婦のうち育児時間を請求した産業別の割合は誤差率が大いので特に注意されない。

第 8 表 生 理

業 種 分 類	規 模	総 数							30人～		
		区 分							1回の		
		生理休 暇を請 求した 実人員 (女子労 働者数 =100)	生理休 暇を請 求した 実人員 (調査事 業場数 =100)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)
総 計		23.5	30.7	1.5	7.4	5.0	1.7	13.1	20.4	1.4	
D 鉱 業		12.1	30.0	1.9	7.5	4.0	0.9	4.8	18.2	1.8	
E 建 設 業		1.3	9.4	1.9	14.5	7.8	1.8	4.4	3.3	1.1	
F 製 造 業(計)		22.8	31.8	1.5	6.6	4.5	1.5	10.8	19.1	1.4	
19. 武 器 製 造 業		11.4	76.9	1.1	1.9	1.7	0.2	8.0	100.0	1.0	
20. 食 料 品 製 造 業		12.8	16.6	1.3	5.8	4.6	0.8	1.6	7.8	2.5	
21. 煙 草 製 造 業		57.7	85.0	1.3	7.9	6.1	4.6	—	—	—	
22. 紡 織 業		23.8	48.0	1.4	4.7	3.2	1.1	7.7	28.5	1.4	
23. 衣服及び身廻品製造業		9.4	35.8	1.1	7.9	6.9	0.7	13.5	35.3	1.1	
24. 木材及び木製品製造業		12.9	8.3	1.5	7.0	4.7	0.9	4.3	6.1	1.2	
25. 家具及び装備品製造業		17.7	9.5	1.7	1.7	1.0	0.3	25.4	—	—	
26. 紙及び類似品製造業		27.5	38.4	1.5	5.3	3.5	1.5	19.1	30.0	1.2	
27. 印刷、出版及び類似産業		24.6	17.5	1.8	10.5	6.0	2.6	4.1	7.4	1.1	
28. 化 学 工 業		24.1	46.8	1.4	10.6	7.4	2.6	20.0	32.4	1.1	
29. 石油及び石炭製品製造業		18.5	25.4	2.1	22.7	10.8	4.2	9.2	11.2	2.0	
30. ゴム製品製造業		9.9	60.7	1.6	8.9	5.6	0.9	16.0	66.7	1.7	
31. 皮革及び皮革製品製造業		19.0	41.7	1.1	6.7	6.0	1.3	42.9	40.0	1.1	
32. ガラス及び土石製品製造業		12.3	22.7	1.8	7.9	4.4	1.0	10.1	17.6	2.5	
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		42.2	29.5	1.9	16.1	8.5	6.8	4.4	18.5	1.7	
34. 金 属 製 品 製 造 業		13.8	30.9	1.5	7.4	5.0	1.0	9.6	24.3	1.6	
35. 機 械 製 造 業		20.9	23.3	1.5	7.0	4.5	1.5	5.7	8.6	1.3	
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業		31.4	37.7	1.3	5.6	4.3	1.8	12.6	17.9	1.1	
37. 輸送用機械器具製造業		17.8	35.9	1.9	7.1	3.7	1.3	17.4	17.9	1.7	
38. 医療機械、理化学機械及び写真 機製造業		26.5	29.7	1.2	3.7	3.0	1.0	63.2	21.1	1.1	
39. そ の 他 の 製 造 業		13.5	25.7	1.2	11.8	9.4	1.6	16.2	17.6	1.8	
G 卸 売 及 び 小 売 業		19.4	21.2	1.2	7.2	5.7	1.4	12.5	16.6	1.6	
H 金 融 及 び 保 険 業		9.8	16.7	1.5	6.1	4.1	0.6	4.4	11.2	1.7	
I 不 動 産 業		16.6	50.0	2.1	9.1	4.3	1.5	27.1	33.8	2.5	
J 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業		46.7	41.9	1.5	9.2	6.8	4.3	39.6	35.1	1.3	
K サ ー ビ ス 業		5.3	21.4	1.7	10.2	5.9	0.5	2.6	16.7	1.4	

註「生理休暇を請求した実人員」は1年間に少くとも1回以上生理休暇を請求した者である。

休 暇

99人			100人～499人									500人以上								
請求した 労働者1人 平均年間 休暇回数 数	請求した 労働者1人 平均年間 休暇回数 数	女子労働者 1人平均 年間休 暇回数 数	生理休 暇を請 求した 実人員 (女子労働者 数=100)	生理休 暇を請 求した 実人員 (調査事 業場数 =100)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	請求した 労働者1人 平均年間 休暇回数 数	請求した 労働者1人 平均年間 休暇回数 数	女子労働者 1人平均 年間休 暇回数 数	生理休 暇を請 求した 実人員 (女子労働者 数=100)	生理休 暇を請 求した 実人員 (調査事 業場数 =100)	1回の 請求の 実人員 (平均休 暇日数)	請求した 労働者1人 平均年間 休暇回数 数	請求した 労働者1人 平均年間 休暇回数 数	女子労働者 1人平均 年間休 暇回数 数						
日	回	日	%	%	日	日	回	日	%	%	日	日	回	日						
7.6	5.4	1.0	22.3	45.9	1.3	6.4	4.8	1.4	32.4	74.9	1.5	8.1	5.1	2.6						
6.7	3.8	0.3	5.6	27.5	1.3	7.4	5.9	1.4	16.3	63.6	2.0	7.5	3.7	1.2						
14.3	12.7	0.6	19.7	24.4	2.1	14.9	7.2	3.0	14.9	33.3	2.2	12.3	5.6	1.9						
7.5	5.3	0.8	19.6	48.0	1.3	5.7	4.2	1.1	32.3	82.9	1.6	7.1	4.6	2.3						
3.0	3.0	0.2	11.1	50.0	1.1	1.6	1.5	0.2	29.4	100.0	1.2	4.1	3.3	1.2						
15.2	6.0	0.3	14.7	33.3	1.2	6.4	5.3	0.9	23.9	77.8	1.3	4.0	3.2	1.0						
—	—	—	40.5	66.7	1.1	3.4	3.2	1.4	63.0	100.0	1.3	8.8	6.7	5.6						
8.7	6.3	0.7	17.5	73.2	1.4	3.5	2.5	0.6	34.4	94.6	1.4	4.8	3.3	1.7						
9.4	8.2	1.3	4.1	37.5	1.1	1.3	1.2	0.1	—	—	—	—	—	—						
4.2	3.7	0.2	20.9	20.0	1.0	4.6	4.6	1.0	50.7	100.0	2.1	11.3	5.3	5.7						
—	—	—	8.5	40.0	1.7	7.8	4.6	0.7	—	—	—	—	—	—						
2.8	2.3	0.5	27.2	41.7	1.9	4.4	2.4	1.2	37.7	78.9	1.4	8.3	5.5	2.9						
8.8	7.7	0.4	28.0	35.0	1.7	9.2	5.4	2.6	42.2	66.7	1.9	12.2	6.5	5.2						
8.6	7.5	1.7	35.8	54.2	1.3	8.9	6.8	3.2	14.4	85.7	1.7	15.4	9.0	2.2						
24.0	12.0	2.2	21.0	66.7	2.3	29.1	12.5	6.1	38.2	100.0	1.8	15.0	8.3	5.7						
8.3	5.0	1.3	13.8	54.5	1.6	10.3	6.6	1.4	5.6	80.0	1.7	6.2	3.7	0.4						
7.6	6.8	3.3	4.4	50.0	1.0	1.0	1.0	0.0	—	—	—	—	—	—						
13.8	5.5	1.4	6.0	32.0	1.3	4.4	3.3	0.3	32.0	71.4	1.6	6.8	4.4	2.2						
7.1	4.3	0.3	24.3	34.3	1.3	5.4	4.1	1.3	56.3	65.7	1.9	18.1	9.4	1.0						
13.4	8.2	1.3	17.0	46.7	1.3	4.9	3.7	0.8	19.8	50.0	0.7	0.8	1.2	0.2						
5.5	4.4	0.3	24.6	44.3	1.5	6.2	4.1	1.5	27.0	67.9	1.7	8.5	5.0	2.3						
3.1	2.8	0.4	34.9	57.6	1.3	5.7	4.4	2.0	35.2	83.3	1.3	5.8	4.5	2.1						
7.0	4.2	1.2	13.1	22.2	1.0	4.0	3.8	0.5	21.2	86.2	2.4	8.5	6.5	1.8						
1.8	1.6	1.2	15.6	55.6	1.1	6.1	5.6	1.0	14.9	71.4	1.5	6.0	4.0	0.9						
11.4	6.3	1.9	14.9	36.4	1.1	12.1	10.8	1.8	1.1	66.7	1.0	4.1	4.0	0.1						
11.3	7.0	1.3	19.6	42.6	1.1	4.9	4.4	1.0	31.1	66.7	1.1	6.5	5.9	2.0						
7.2	4.2	0.3	16.0	45.2	1.5	5.6	3.7	0.9	13.1	76.2	1.4	5.1	4.4	0.8						
14.7	5.8	4.0	13.1	100.0	1.6	5.2	3.3	0.7	—	—	—	—	—	—						
6.8	5.3	2.7	50.3	48.7	1.3	7.9	6.0	4.0	48.3	62.3	1.7	13.2	7.6	6.0						
5.9	4.3	0.2	3.4	34.9	1.3	5.9	4.5	0.2	35.5	85.7	1.9	14.5	7.5	5.1						

行政管理局承認 No. 1635
承認期限 昭和32年4月20日

昭和31年 女子保護実施状況調査票

労働省婦人少年局

(1) 規模 記号	(2) 産業分類番号	
	大	中

註 (1) この調査の規模は、この調査で指定された事業場を働き場所としている労働者数によって区分します。したがって同一企業規模であっても本社、支店、工場等はそれぞれ別個の事業場となります。上記の要領によって、昭和31年12月31日現在の労働者数（男子及び女子の合計）が、500人以上の場合はA、100人～499人の場合はB、30人～99人の場合はCと記入して下さい。

なお、女子労働者が1人でもいる事業場は勿論、男子労働者のみの事業場もこの調査の対象になります。但し、男子労働者のみの事業場においては、「2. 産前休暇」以下の調査事項については記入する必要はありません。

(2) 「産業分類番号」は、事業所統計調査に基づいて記入しましたので事業場の方で記入する必要はありません。

記入者の職名及び氏名	⑤
------------	---

事業場の名称	
事業場の所在地	都道府県 市区町村 番地
事業の内容	註

註 鉱業、製造業等では、主要生産品の名称を、卸売及び小売業では主要取引品目を記入する等、事業の内容を具体的に記入して下さい。

1. 労働者数

調査時期	(1) 労働者総数		(2) 女子労働者数			女子労働者のうち有夫者数
	労働者総数	男子労働者数	小計	満18才未満	満18才以上	
昭和31.1.1現在	人	人	人	人	人	人
昭和31.12.31現在	人	人	人	人	人	人

註 (1) 「労働者総数」は、労働基準法上の労働者で、職員、工員を含む事業場の在籍者を記入して下さい。病欠等による長期欠勤者、休職者等も含まれます。但し常用の労働者のみを記入し、30日以内の期間を定めて雇用される者及び日々雇用されるものは除かれます。

(2) 「有夫者数」は、それぞれの調査期日現在で結婚している女子労働者数（事実上配偶者のある女子労働者を含む）を記入して下さい。

2. 産前休暇 (1)

区分 初・経産別	産前休暇者数	産前休暇日数			(5) 産前休暇総延日数 (不明の者の休 暇日数を除く)
		6週間以内の者	6週間を超える者	休暇日数不明の者	
計	人	(3) 人	人	(4) 人	日
初産 (2)	人	人	人	人	日
経産	人	人	人	人	日

- 註 (1) 昭和31年1月1日から同12月31日までに出産した労働者の産前休暇について記入して下さい。
- (2) 初・経産別は、初産か2度以上の出産であるかによりわけて記入して下さい。
- (3) 「6週間以内の者」の中には、出産の前日まで就業した者を含み、この場合出産当日は、産前休暇に入りますから休暇日数は1日となります。
- (4) 「休暇日数不明の者」は、産前休暇中退職又は死亡した妊婦及び産前休暇日数が不明である妊婦数を記入して下さい。
- (5) 「産前休暇総延日数」
- イ 「休暇日数不明の者」欄に記入された妊婦の休暇日数を除いて、産前休暇をとった妊婦の総延休暇日数を記入して下さい。
 - ロ 休暇日数の計算は、日曜、祝祭日を含めて暦日にしたがって計算して下さい。
 - ハ 昭和31年1月1日以降に出産した者で、昭和30年から産前休暇をとっていた場合、その者の休暇日数も含まれます。

3. 産後休暇 (1)

区分 初・経産別	産後休暇者数	産後休暇日数			(3) 産後休暇総延日数 (不明の者の休 暇日数を除く)
		5週～6週の者	6週間を超える者	休暇日数不明の者	
計	人	人	人	(2) 人	日
初産	人	人	人	人	日
経産	人	人	人	人	日

- 註 (1) 昭和31年1月1日から同12月31日までに出産した労働者の産後休暇について記入して下さい。
- (2) 「休暇日数不明の者」は、産後5週間の休暇をとらないで退職又は死亡した妊婦及び産後休暇日数が不明である産婦数を記入して下さい。
- (3) 「産後休暇総延日数」
- イ 「休暇日数不明の者」欄に記入された産婦の休暇日数を除いて産後休暇をとった産婦の総延休暇日数を記入して下さい。
 - ロ 昭和31年12月31日以前に出産した者が、引続き、昭和32年にわたって産後休暇をとった場合、その者の休暇日数も含まれます。

4. 生死産別件数 (1) (2)

生・死産別	出 生	死 産	計
初・経産別			
計			
初 産			
経 産			

註 (1) 昭和31年1月1日から同21月31日までに出産した者を出生と死産に別けて記入して下さい。この場合
出産前に退職した者は当然含まれませんから注意して下さい。

(2) 死産には、妊婦4ヵ月以上(1ヵ月を28日として計算する)の流産、妊娠中絶又は早産による死産も
含まれます。

5. 妊娠又は分娩を理由とする退職者数 (1)

区 分	妊産婦の退職者数	産 前 退 職 者 数	産 後 退 職 者 数
初・経産別		産前休暇前退 職した者	産前休暇中退 職した者
計		人	人
初 産		人	人
経 産		人	人

註 (1) 妊娠又は分娩を理由に退職した者を、退職した時期によつてそれぞれの欄に記入して下さい。

(2) 「産前退職者数」は、昭和31年1月1日から同12月31日までに出産予定の者が出産前に退職した場合
これに該当します。したがつて昭和31年1月以降に出産予定であつた者が昭和30年中に退職した場合、
その者も含まれます。

(3) 「産後退職者数」は、昭和31年中に出産した者(出産時まで退職した者は産前退職者に入ります)
が出産後退職した場合これに該当します。したがつて昭和31年12月31日までに出産し、昭和32年1月
以降、分娩を理由に退職した者も含まれます。

6. 産前における軽易業務転換者数 (1)

区 分	昭和31年中に出 産した者のうち 軽易業務に転換 した者	転 換 し た 時 期	転 換 の 事 例
初・経産別		産前6週間より 前に転換した者	産前6週間以後 に転換した者
計		人	人
初 産		人	人
経 産		人	人

註 (1) 労働基準法で妊娠中の女子は他の軽易な業務に転換できるとなつておりますが転換させた人があ
れば記入して下さい。

(2) 「昭和31年中に出産した者のうち軽易業務に転換した者」ですから、昭和31年1月以降に出産した者
が、昭和30年中に軽易業務に転換していた場合その者も含まれます。

(3) 「転換の事例」は、軽易業務に転換させた妊婦のいる事業場では、転換前の仕事と転換後の仕事を具
体的に記入して下さい。

7. 育 児 時 間 (1)

(2)

区 分	昭和31年中に出産した者のうち 育児時間を請求した実人員	休憩時間の外に与えた育児時間	
		1日2回各30分	1日2回各30分を 超える者
初・経産別			
計	人	人	(3) 人
初 産	人		
経 産	人		

註 (1) 生後満1年に達しない生児を育てる女子は、育児時間を請求できるようになつていますが、昭和31年
1月1日から同12月31日までに出産した者で育児時間を請求した者があれば記入して下さい。

(2) (イ) 昭和31年12月31日までに出産した者で、昭和32年1月以降に育児時間を請求した場合、その者も
含めて記入して下さい。

(ロ) 請求実人員ですから、同一の人が何回請求しても1人として計算します。したがつて延人員では
ありません。

(3) 「1日2回各30分を超える者」は、1日2回各45分、1日3回各30分等、労働基準法の規定を上回る
育児時間を与えられた者である。

8. 生 理 休 暇

(1)	(2)	(3)
女子労働者数 (昭和31.1.1現在) (a)	生理休暇を請求した 実人員 (b)	生理休暇を請求した 者の総延回数
人	人	回
		日
		%

註 (1) 「生理休暇を請求した実人員」は、昭和31年1月1日から同12月31日まで生理休暇を請求した実人
員ですから、同一の人が1年間に何回請求しても1人として計算します。したがつて延人員ではあり
ません。

(2) 「生理休暇を請求した者の総延回数」は、昭和31年中に生理休暇を請求した回数の延数を記入して下
さい。但し1回の生理時に生理休暇を何日とつても、回数は1回として計算しますから、例えば、1
回に3日の生理休暇をとつた場合でも請求回数は1回となります。

(3) 「生理休暇をとつた者の総延日数」は、昭和31年中に生理休暇を与えた日数の総合計を記入して下
さい。

9. 施 設 (該当事項を○で囲み、所要事項を記入して下さい)

(1) 授 乳 施 設	
専 用 (収容可能乳児数	人)
兼 用 註 (	)
な し	
(2) 託 児 施 設	
専 用 (収容可能乳幼児数	人)
兼 用 註 (	)
な し	

註 授乳施設又は託児施設が兼用の場合は、どんな施設と兼用（例えば守衛室、休憩室、更衣室等）しているかを記入して下さい。

なお、昭和30年における女子保護実施状況について知りたい方は、「女子保護の概況」婦人労働調査資料第26号を、都道府県婦人少年室で御覧になつて下さい。

昭和32年9月1日印刷

昭和32年9月5日発行

女子保護の概況

——昭和31年分——

東京都千代田区大手町1の7

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都中央区銀座東8の4

印刷人 信毎書籍印刷株式会社